

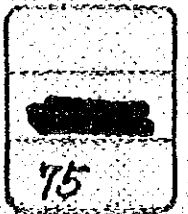
国・協・(社・セ)75—06

ケニア N Y S 上級技術訓練センター
設置に係る

実施調査団調査報告書

昭和50年10月

国際協力事業団



JICA LIBRARY



1062334[6]

国際協力事業団

受入 月日	'84. 5. 14	407
登録No.	04462	21.3
		SD

は し が き

ケニア共和国政府は技術者の人材育成計画の一環として、ナイロビ市におけるNYS (National Youth Service) 上級技術訓練センターの設置をわが国に要請越した。国際協力事業団は昭和49年10月に事前調査団を現地に派遣し協力内容の検討を行なったが、今般、労働省職業訓練局海外技術協力室長市原正實氏を団長とする4名の実施調査団を現地に派遣した。

同調査団は昭和50年5月15日本邦を出発し18日間にわたって、ケニア国関係機関との討議、既存職業訓練施設等の関係施設の視察等を通じ「ケニアNYS上級技術訓練センター」設置に係る協力実施の方針、方法、諸条件及び具体的内容等の調査を行った。

ジヨモ・ケニヤッタ大統領の唱えるハランベ精神 (HALLANBEE) 即ち「建設精神、国造りのため汗を流して自分自身の手で土地を開墾して道を造り村をつくる」、これを実践しているNYSは青年男女に一般の教育と職業訓練を行い国家の建設事業に奉仕せしめながら終了後は就職の機会を与える「国家青年奉仕隊」である。

このように職業訓練によって近代的な技能を身につけた技能労働者の育成をはかろうとするケニア共和国政府の重要政策推進の一翼を担うべく、今回の実施調査団の派遣を行い討議議事録の署名を了した。

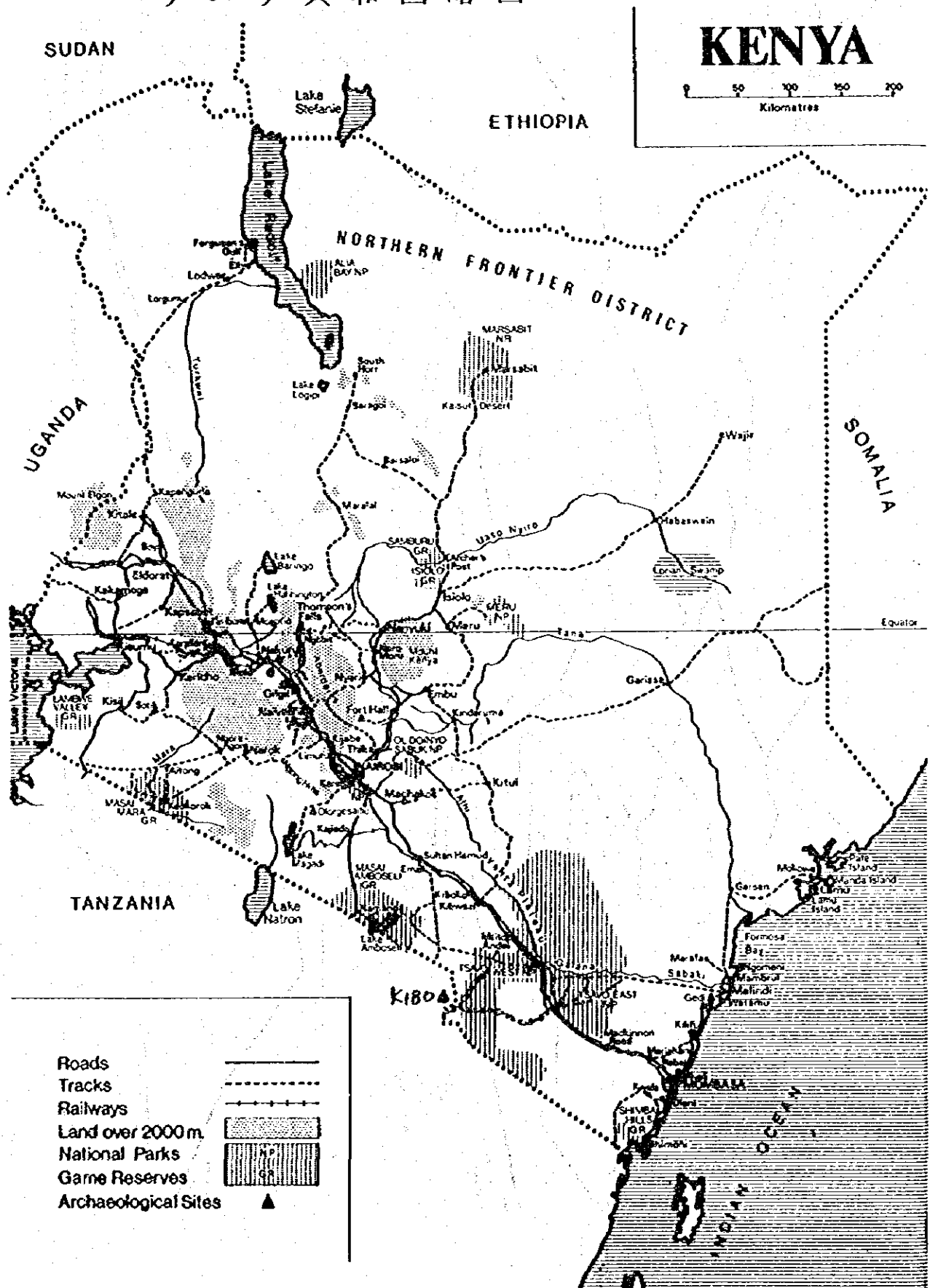
本報告書は実施調査団の調査結果を取りまとめたものである。



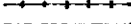




最後に、本調査の任にあたられた市原団長はじめ団員の方々、調査団の派遣に協力いただいた労働省及び関係機関並びに円滑な調査活動を進めるにあたって御協力を賜わったケニア共和国労働省、現地日本大使館及び現地派遣専門家の関係各位にこの機会をかりて深甚の謝意を表する次第である。

昭和50年10月

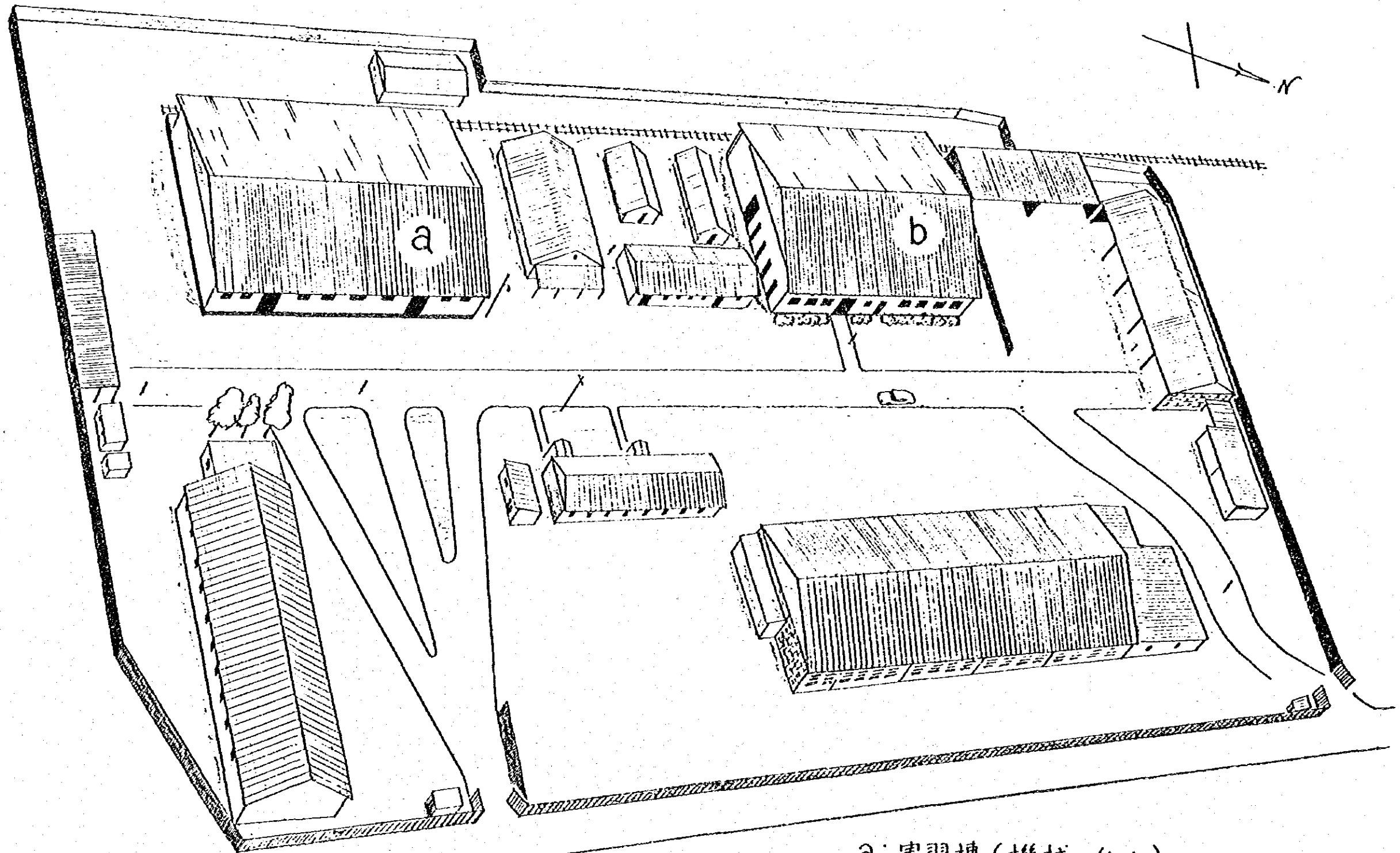
社会開発協力部長
大野正夫

ケニア共和国略図



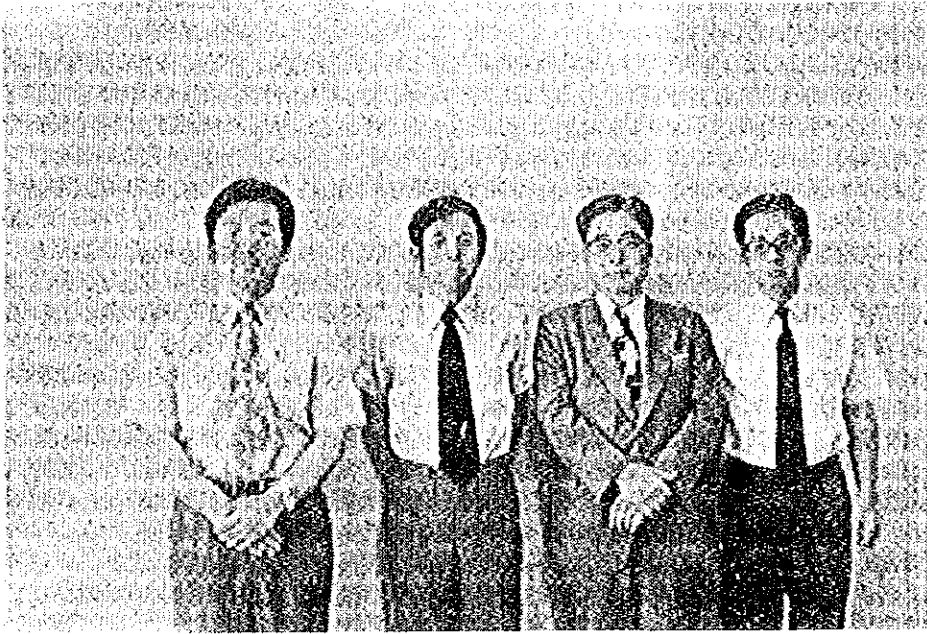
- Roads 
- Tracks 
- Railways 
- Land over 2000 m. 
- National Parks 
- Game Reserves 
- Archaeological Sites 

BIRD'S EYE VIEW OF N.Y.S. ADVANCED ENGINEERING TRAINING CENTRE



O. Yoshida

- a: 実習棟 (機械・仕上)
- b: 管理・実習棟 (電気工事) (未成)

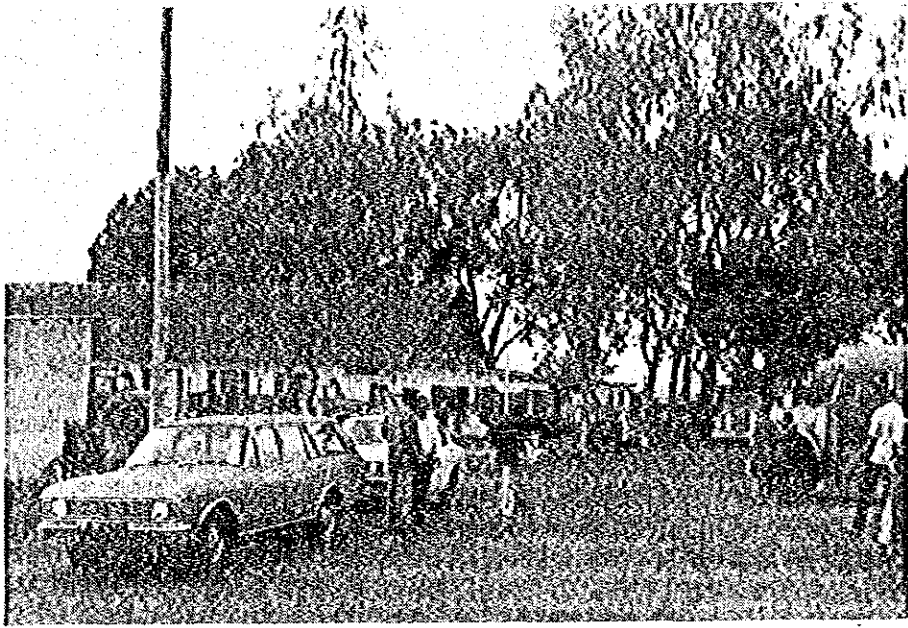


一行 調查團 實施
森本 團員
市原 團長
八木 團員
吉田 團員



署名 議事錄 議談

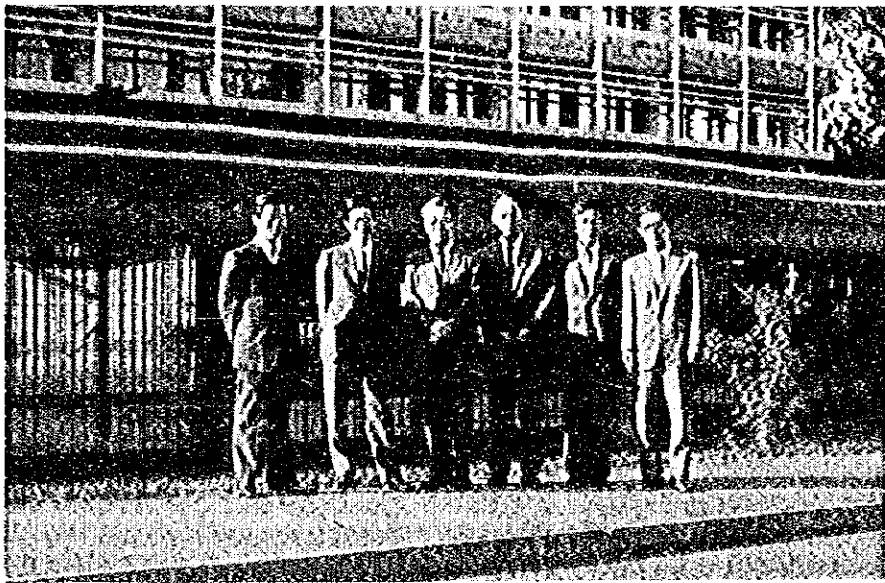
(左 市原團長 右 Othieno 労働次官)



ダラヤード (Dare Yard)



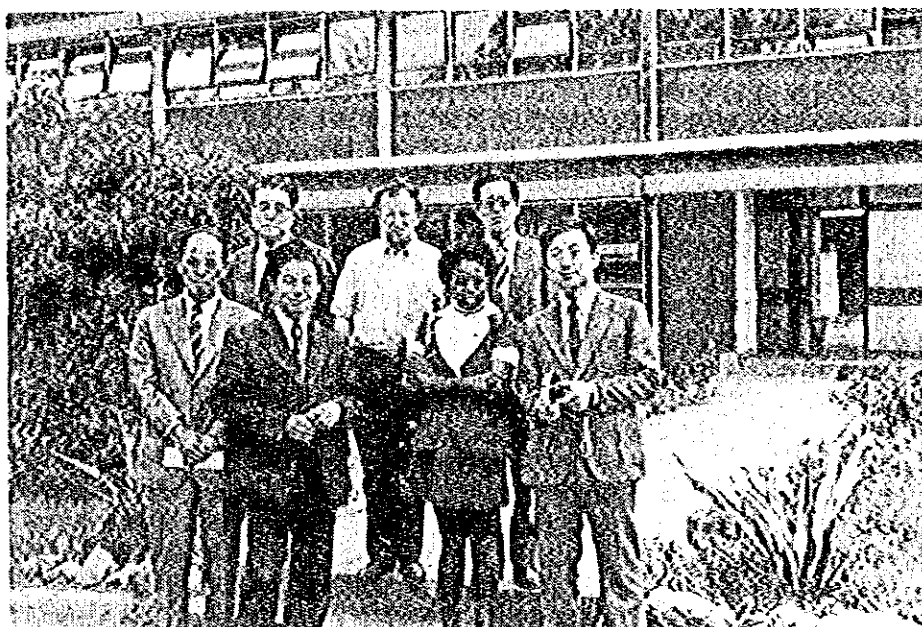
ダラヤード (Dare Yard)



ケニ了労働省前で
牛山 勝田 市原 村越 八木 森本
専門家 職員 部長 事務所長 団員 団員



第一回 Agenda 討議 (於労働省)



ケニアNYS本部前で

市原団長 Mr.Gowar 森本団員
村越事務所長 牛山専門家 Miss.SHIIGANGA 吉田団員



深夜まで調査打合わせを行い調査団(於ホテル)

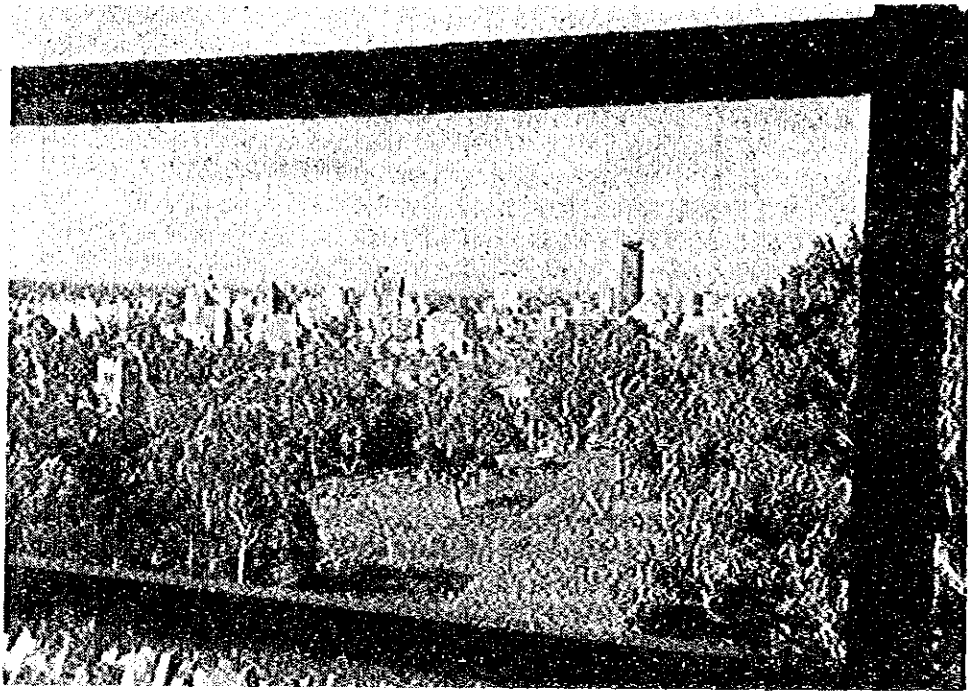


討議風景 正面が労働省次事補
MR.K.S.A. Jeneby

右列奥 NYS Director のMR.Griffin



調査団主催パーティ



ナイロビ市内



ナイロビ市内

NYS 上級技術訓練センターの概要

1. 名 称 National Youth Service Advanced Engineering Training Centre
2. 場 所 Dara Yard, Nairobi, Kenya
3. 目 的 近代工業化に必要な人材育成
4. 協力分野 機械科, 仕上げ科及び電気工事科
5. 訓練対象者 Trade Test GradeⅢ所持者
6. 訓練目標 同上 GradeⅡ所持者に対する知識技能の向上(目標GradeⅡ)
7. 訓練期間 各科1年間
8. 訓練定員 各科24名(3職種計72人)
9. 訓練開始時期(予定) 1976年7月
10. 機材供与 小型プロジェクトで支出される限度内の機材(50年度は50,000千円)
11. 要員派遣 主席顧問及び各科1名, この他必要に応じ調整員及び短期専門家
12. カウンターパート受入 若干名(協力期間中毎年)

目 次

は し が き

ケニア共和国略図

ナイロビ市街図(含センター設置予定地)

センター完成予想図

写 真

NYS上級技術訓練センターの概要

1. 調査の要領	1
1-1 経緯・調査目的及び調査方針	1
1-2 調査団の編成	1
1-3 調査団日程	2
2. 討議議事録(Record of Discussions, R/D)	6
2-1 R/D(英文)	6
2-2 R/D(和文)	14
3. 調査交渉の全般にわたる経緯	19
3-1 調査交渉経緯	19
3-2 調査交渉結果要旨(問題点)一覧	43
4. 協力計画(過程及び結果)	55
4-1 センター運営体制	55
4-2 訓練科	58
4-3 訓練水準	59
4-4 訓練目標	64
4-5 訓練期間	65
4-6 訓練定員	66
4-7 供与機材	66
4-8 建物	67
4-9 敷地	70
4-10 日本人専門家	70
4-11 カウンターパート	71
4-12 建物・運営スケジュール	72
5. 生活事情	74

5-1	ナイロビの生活事情	74
6.	資料	89
6-1	Agenda	89
6-2	Agenda に対する回答 (一部)	96
6-3	Instructor 等公務員の任命について (N.Y.S 資料)	99
6-4	外国人専門家の住居手当 (")	100
6-5	Governmental Hospital での受診 (")	102
6-6	ケニアにおける技能検定関係資料	105
	1) 技能検定シラバス (旋削工, 仕上げ工 (一般), 電気工事工)	105
	2) III 級学科試験問題 (旋削工, 仕上げ工 (一般))	113
	3) I 及び II 級実技課題 (" ")	117
	4) モンバサ職業訓練ユニット修了時課題	121
6-7	訓練生関係資料 (N.Y.S 資料)	127
6-8	Trade Test 申込書	129
6-9	団長から労働省次官補あてメモランダム (建物レイアウト, 主要供与機材 リスト及び協力計画を含む)	131
6-10	機械科訓練シラバス (一例)	163

1. 調査の要領

1-1 経緯・調査目的

ケニアNYSに対する経済技術協力は、日本、英国、西独、デンマーク、米国等が行なっている。わが国の技術協力は1964年以来協力隊員及び専門家の派遣、機材供与等を実施してきた。ケニア政府は上記実績に鑑み、1-2級技術士を養成する目的でナイロビに上級職業訓練所を設置することを計画し、これに対するわが国の協力を要請してきた。これに対しわが国は客年10月3日より18日間、4名からなる事前調査団を派遣し調査した結果、わが国の技術協力対象プロジェクトとして十分にその妥当性が認められ、ケニア政府の人材育成計画を推進していく上で重要な一翼を担うものであるとの結論に達した。本件調査団は、事前調査団の結論に基づき「職業訓練センター」を設立すべく、わが国の協力内容等センター設立の諸条件、具体的内容につき、ケニア政府と折衝しその結果を現地でR・D(討議議事録)として作成することを目的として派遣された。

調査方針

事前調査団の調査結果を踏まえ、本プロジェクトを技術協力センター小型プロジェクト方式により協力することを基本とし下記の方針により調査を実施することとした。

- 1) 協力する訓練職種は機械、仕上、電気(屋内配線)及び溶接とすること。
- 2) 協力期間は4年間の望ましいこと。
- 3) カウンターパートの定着を確約させること。
- 4) 供与機材は小型プロジェクト方式によって支出される限度内とすること。
- 5) 本プロジェクトは他のNYS施設から独立したものとすること。

1-2 調査団の編成

	氏名	所 属	担 当
団 長	市原正實	労働省職業訓練局 海外技術協力室長	総括、職業訓練全般
団 員	八木純一郎	労働省職業訓練局 指導課課長補佐	職業訓練機械、訓練カリキュラム
団 員	吉田修	労働省職業訓練局 海外技術協力室係長	職業訓練行政
団 員	森本勝	国際協力事業団社会開発協力部 海外センター課	技術協力一般
同 行	脇田博	外国省経済協力局技術 協力第二課で研修中 (国際協力事業団職員)	技術協力一般 (5月22日~5月30日)

1-3 ケニアNYS上級技術訓練センター

実施 調査団 日程

月 日	曜日	時間	行 程	訪 問 先	主な面談者	内 容
5月15日	木	10:00	BA911にて出発			
16日	金	00:45	ナイロビ着(BA60)			
		15:00		大使館表敬訪問	山野参事官, 松田 記官	ケニアの一般的事情 聴取
		16:00		JICAナイロビ事 務所	村越所長, 菊地所 員, 牛山専門家	日程打合わせ, 調査 団の現地受入体制事 情聴取
		24:00				Agendaの作成
17日	土	10:00	ナイロビ	Dara yard (Central work Shop)		センター予定地視察
		10:30		Narrtz and Bell Engineering Co., Ltd (民間工場)	Bell(社長)	鉄工製品工場, 工場 におけるGrade 所 持者の待遇及び技能 水準調査
		11:30		JICAナイロビ事 務所		日程, 調査事項 Agendaの作成
		18:00				
18日	日	09:00	ナイロビ	JICAナイロビ事 務所		前日にひきつづき Agendaの作成
		12:00 午後				調査事項等整理
19日	月	09:00	ナイロビ	Ministry of Labour	K.S.A. Jeneby (Deputy Secre- try) G.W. Griffin (Director of NYS) Miss E. Siganga (Assistant Secre- try) A.W. Gower (S. Superintendent, MD)	表敬訪問 Schedule meeting
		10:30			A.W. Gower	
		12:30			E. Siganga	

		14:30 ?			A.W. Gower E. Siganga	調査団が作成した Agendaにそつて 討議
20日	火	09:00	ナイロビ	National Youth Service 本部 (N. Y. S)	G.W.Griffin (Director) W. Itole (Deputy Director) CG. Gigthai (Deputy Director) A. W. Gower E. Siganga	表敬訪問 前日にひき続き Agendaにそつて討 議
		12:30				
		12:30- 13:00		NYS Secretary School	校長	訓練内容調査
		14:00		Dara Yard	A. W. Gower	センター予定地
		17:00		National Vocational Industrial Training Centre, Trade Test Centre	E. Siganga	訓練内容及び訓練設 備調査 テスト実技課題, テ スト状況, テスト設 備等調査
		15:30		団長より大使館に 対し経過報告 森本団員は事務所 と打合わせ	松田書記官	
		16:30				
21日	水	09:00	ナイロビ	N.Y.S 本部	G.W. Griffin C. G. Gigthai F.K. Ngumi (Assistant Director) A.W. Gower	Agendaにそつて討 議
		12:30				
		14:30 ?				R・Dのドラフトミ ーティング
		18:30			同上	(第1回目)
22日	木	09:00	ナイロビ	N.Y.S 本部	G.W. Griffin C. G. Gigthai F.K. Ngumi A.W. Gower E. Siganga	R・Dのドラフトミー ティング (第2回目)
		12:30				
		14:30		1) Kenya polytechnic (八木, 吉田両団員)	D.R. Gichuru (Vice principal), M. Kirk wood(Head of Dept. of Mechanical	City & guild の 資格水準及び教 育設備内容調査

					Eng) D. B. Shah (Head of Dept. of Electrical Eng.)	
23日	金	16:00		2) Ministry of Labour (团长及び森本団 員)	E. Siganga	R.D. ドラフトにつ き打合わせ
		03:00— 04:00	ナイロビ	脇田職員(外務省) と打合わせ	(脇田職員は22日 BA 911にて羽田発 23日BA 60にてナ イロビ着(00:45)	团长より経過説明
		07:30	EC901にて モンバサへ		G. P. Nzioka (Commandant)	
		10:30		Mombasa Vocatio- nal Training Unit	P. G. N Njoroge (Chief Technical officer)	Gracle IIの技能 水準及び訓練設備 調査
		12:30			C. M. Angiro (Senior Training officer)	
24日	土	A. M.	モンバサ		村越所長, 牛山専 門家同行	
		P. M.				資料整理
25日	日	07:25	EC963にて ナイロビへ			資料整理, 調査結 果打合わせ
		12:00	ナイロビ		E. Siganga	R・D ドラフト打合 わせ
		14:00				労働省より新しく 提案のあったR・D のドラフトにつき調 査団としての今後の 対処方針につき 打合わせ
		18:00				
26日	月	09:00	ナイロビ	Ministry of Labour	K. S. A. Jeneby	R. D. 最終案討議
		13:00			G. W. Griffin A. W. Gower E. Siganga 松田書記官, 脇田 職員(外務省)	
		16:30			J. I. Othieno (Permanent Secretary)	R. D. 双方サ イン

27日	火	09:00 }	ナイロビ	Dara Yard(八木, 吉田両団員)	その他は午前中と同じメンバー A.W. Gower	ケニア側とセンターのレイアウト及び機材の仕様につき打合わせ
		15:00				
		11:00 }		大使館(団長, 森本団員及び脇田職員)	太田大使, 松田書記官	交渉経緯及び結果を報告
		11:40				
		11:50		JICA事務所(団長, 森本団員, 脇田職員)		
		午後				資料整理
28日	水	10:00	ナイロビ → ナクル			
		16:00		ケニア小規模工業訓練センター視察	D. Ochieng 校長, 金子, 大矢, 今村, 坂元功の各専門家	協力状況視察 菊地所員及び牛山専門家は調査団に同行
29日	木	09:30	ナクル → ナイロビ			
		(08:30)	BA61	Ministry of Labour	K.S.A. Jeneby E. Siganga A.E. Gower	Dara yardにおける訓練に必要なセンター施設のレイアウト(調査団案)を説明 帰国あいさつ
				脇田職員ナイロビ発帰国 (30日BA910にて羽田着 14:15)		
30日	金	午前	ナイロビ			調査結果整理
		15:30		Dara yard	A.E. Gower	資料入手
31日	土	01:30	OA102にてナイロビ発			
		16:40		TWA 840にて八木団員はアテネよりカイロへ(エジプト職業訓練センター実施調査団に合流)		
6月1日	日	19:00	LH640にて羽田着帰国			

2. 討 議 議 事 錄

2-1 討 議 議 事 錄 (英文)

RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN THE JAPANESE IMPLEMENTATION SURVEY MISSION AND THE MINISTRY OF LABOUR OF THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF KENYA CONCERNING THE ESTABLISHMENT OF AN ADVANCED VOCATIONAL TRAINING CENTRE ATTACHED TO THE N. Y. S.

Attached herewith is a record of discussions between the Japanese Implementation Survey Mission (hereinafter referred to as the Mission) and the Ministry of Labour of the Government of the Republic of Kenya (hereinafter referred to as the Ministry of Labour) concerning the establishment of the Advanced Vocational Training Centre (hereinafter referred to as the Centre), attached to the National Youth Service (hereinafter referred to as N. Y. S.).

The Mission which was organized by the Japan International Cooperation Agency, headed by Mr. Masami Ichihara, Director of Overseas Technical Cooperation Division, Vocational Training Bureau, Ministry of Labour, Japan, visited the Republic of Kenya from May 16th to May 31st 1975, for the purpose of discussing with the Ministry of Labour matters concerning the establishment of the Centre.

On the basis of the work done by the Preliminary Survey undertaken in October, 1974, the Mission conducted a survey of the area earmarked for the Centre and had a series of detailed discussions with the Ministry of Labour on matters relating to the implementation of the proposed project.

As a result of the Survey and the exchange of views, the Mission and the Ministry of Labour agreed to recommend to their respective governments the various points stipulated in this record of discussions. It should be noted that this record of discussions is not legally binding on either Government.

Nairobi, the 26th May, 1975

For the Japan International
Cooperation Agency

For Ministry of Labour of
the Government of the
Republic of Kenya



Masami Ichihara
Head,
Japanese Implementation
Survey Mission

James Isdore Othieno
Permanent Secretary
Ministry of Labour

市原正實

Record of Discussions

The Japanese Implementation Survey Mission and the Ministry of Labour, desirous to co-operate in establishing an Advanced Vocational Training Centre attached to the N. Y. S. reached the following conclusions:-

I. Outline of the Vocational Training Centre

(A) The proposed Vocational Training Centre will be established at the N. Y. S. Central Workshop at Dara Yard, Nairobi, and will be named "National Youth Service Advanced Engineering Training Centre".

(B) The purpose of the Centre is to conduct necessary training to improve the qualities of Trade Test Grade III holders in accordance with the vocational training requirements of the Government of the Republic of Kenya so as to help the manpower development of Kenya and thus contribute to the economic and social development of the Republic.

(C) The training courses will be of one (1) year duration and the number of trainees at the Centre will be as follows:-

1. Machinery (Turning)	24
2. Fitting (General)	24
3. Electrical Wiring	24

(D) Required qualifications of the trainees to be admitted to the Centre will be Trade Test Grade III.

II. Obligations of the Government of Japan

(A) The Japanese experts to be attached to the Centre:

1. In accordance with laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures to provide at its own expense the requisite services of Japanese technical experts (hereinafter

referred to as the Japanese experts).

It will ensure that there will be one (1) expert for each trade listed in paragraph I (C) above plus one (1) chief advisor. If necessary, one (1) co-ordinator and short-term experts will be made available at the request of the Government of the Republic of Kenya under the normal procedures of the Technical Cooperation Scheme.

2. The Japanese Experts will carry out the duties as listed in Annex I.

3. (a) The Government of the Republic of Kenya will ensure that the Japanese experts at the Centre will always be treated, in respect of privileges and benefits, in a manner, no less favourable than that enjoyed by technical experts assigned to Kenya by other countries.

(B) Equipment to be provided by the Government of Japan:

1. In accordance with laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures to provide at its own expense machinery, equipment and tools (hereinafter referred to as goods) required for the establishment and operation of the Centre upon the request of the Government of the Republic of Kenya under the normal procedures of the Technical Cooperation Scheme.

2. The goods will become the property of the Government of the Republic of Kenya upon delivery C. I. F. at any sea port or airport in the Republic of Kenya.

3. The goods will be utilised exclusively for the operation of the Centre with the advice and consent of the Japanese Chief Advisor.

(C) Training of Kenya counterpart instructors in Japan:

In accordance with laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures to receive at its own expense adequate numbers of Kenyan staff such as counterpart instructors concerned with the Centre for training in Japan upon request by the Government of Kenya under the normal procedures of the Technical Cooperation Scheme.

III. Obligations of the Government of the Republic of Kenya:

In accordance with laws and regulations in force in Kenya, the Government of the Republic of Kenya will take necessary measures to provide the following at its own expense:

(A) Rooms at the Centre for:

1. Japanese Chief Advisor
2. Japanese experts
3. An office
4. Lectures, workshops for machine work, measuring, fitting, electrical wiring, electrical measuring and tools' rooms and materials' stores.
5. Toilets and wash room.
6. Other necessary facilities, within Dara Yard.

(B) Expenses necessary for construction work of the Centre.

(C) Two (2) Instructor posts for each trade listed in paragraph I (C) as counterpart instructors to work with Japanese experts, and administrative staff including tool-keepers, storekeepers, accountant, typist, clerks, watchmen, etc.

(D) All running expenses necessary for the operation of the Centre.

(E) Customs duties and any other charges that may be imposed upon the goods provided by the Government

of Japan to the Government of the Republic of Kenya.

- (F) Necessary expenses for the transportation within Kenya of the goods provided by the Government of Japan as well as for their installation, operation, maintenance and repair.
- (G) Materials and minor supplementary tools necessary for the operation of the Centre other than the goods provided by the Government of Japan.
- (H) 1. Suitable furnished accomodation in line with the existing standards laid down by the Government of Kenya to be provided to the experts.
2. House allowance in line with the existing regulations in case of inavailability of Government housing.
- (I) Facilities for the Japanese experts official travels within the Republic of Kenya including travel expenses.

IV. Claims against the Japanese Experts

The Government of the Republic of Kenya undertake to bear claims against the Japanese experts resulting from and occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the Republic of Kenya, except for those claims arising from wilful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

- V. In accordance with laws and regulations in force in Kenya, the Government of the Republic of Kenya will take necessary measures to ensure that the knowledge and skill acquired through the Kenyan counterpart instructors trained in Japan will be utilized for the Centre.
- VI. (A) The Permanent Secretary of the Ministry of Labour will have the overall responsibility for the imple-

mentation of the Project.

(B) Japanese Chief Advisor will be responsible only for the technical matters concerning the training, while the Director of the N. Y. S. will be responsible for the construction, administrative matters of the Centre. The Director of N. Y. S. and the Japanese Chief Advisor will work in mutual consultation for the purpose of advancing the objectives of the Centre and successfully promoting Japanese Kenyan cooperation in operating the Centre.

VII. There shall be mutual consultation between the two Governments for the purpose of advancing the objectives of the Centre and of successfully promoting co-operation in operating the Centre.

VIII. The Duration of Japanese Co-operation

The duration of Japanese co-operation to the Centre will be four (4) years from the date of signing of this Record of Discussions. But it may be extended for a further specified period by mutual agreement between the Government of Japan and the Government of the Republic of Kenya.

ANNEX 1

1. Duties of Japanese Chief Advisor

- (a) Technical direction, advice and co-operation for preparing and application of training programmes and training curricula.
- (b) Overall advice and co-operation on installation, operation and maintenance of equipment provided by the Government of Japan.
- (c) And other overall technical advice and co-operation pertaining to the operation of the Centre.

2. Duties of the Japanese Experts:

- (a) Advice and co-operation in the preparation and development of training programmes and training curricula in each training course.
- (b) Training of Kenyan counterpart instructors in each of their respective trades.
- (c) Advice and co-operation in technical matters on installation, operation and maintenance of equipment provided by the Government of Japan.
- (d) Other duties as directed by the Japanese Chief Advisor.

2-2 討議議事録（和文）

ケニア上級職業訓練センター設置にかかる日本側実施調査団とケニア共和国政府労働省との間の討議議事録

ここに添付する文書は National Youth Service（以下「N.Y.S.」という）に係る日本側実施調査団とケニア共和国政府労働省（以下「労働省」という）との間における討議の記録である。

国際協力事業団により組織され労働省職業訓練局海外技術協力室々長市原正實氏を団長とする日本側実施調査団はセンターの設置に係る諸事項を労働省と討議する目的で1975年5月16日から1975年5月31日までケニア共和国を訪問した。同調査団は、1974年10月実施された事前調査団の結果に基づき事業計画地域における現地調査を行うとともにプロジェクトの遂行の過程で生じる事項の詳細に関し労働省と一連の討議を行なった。

上記調査及び意見交換の結果、日本側実施調査団と労働省は、以下本討議々事録に記載された事項をそれぞれの国の政府に意見具申することに合意した。

ナイロビ 1975年5月26日

国際協力事業団のために

市 原 正 實
実 施 調 査 団 々 長

ケニア共和国労働省のために

James Isidore Othieno
ケニア共和国労働省次官

討 議 々 事 録

日本側実施調査団とケニア共和国労働省は、ケニア上級職業訓練センター設置に係る相互協力を合意し、下記の結論に達した。

I 上級職業訓練センターの概要

- (A) 職業訓練センターは、ナイロビのダラヤードにあるNYSセントウルワークショップ内に設置されるものとし、名称は「National Youth Service 上級技術訓練センター」とする。
- (B) センターは、ケニア国の近代工業化に必要な人材育成の一環としてケニア共和国で施行されている職業訓練法に基づくGrade IIIの所持者の技能の向上を図るための訓練を実施し、もってケニア共和国の経済、社会発展に寄与することを目的とする。
- (C) センターに設ける訓練課程及び定員は下記の通りとし訓練期間は各コース1年間とする。
- | | |
|--------------|-----|
| 1. 機 械 科 | 24名 |
| 2. 仕 上 げ 科 | 24名 |
| 3. 電 気 工 事 科 | 24名 |
- (D) センターの訓練生となる資格としてはGrade IIIの取得者とする。

II 日本国政府の責務について

(A) センターの日本人専門家について

1. 日本国政府は、日本国内において施行されている法令に従い、日本人技術専門家（以下「日本人専門家」という）の派遣を自己の負担において実施するために必要な措置を講ずるものとする。日本人専門家は、上記I. (C)に記された各科1名及び主席顧問1名、必要な場合は1名の調整員及び短期専門家とし技術協力計画の通常の手続でケニア共和国政府の要請に基づき派遣されるものとする。
2. 日本人専門家の所掌する業務の内容は付表Iに掲げるものとする。
3. (a) ケニア共和国政府はセンターの日本人専門家に対し、第3国のケニアに派遣されている技術専門家に与えられている特権免除及び便宜よりも劣らない特権免除及び便宜を与えるものとする。

(B) 日本国政府が調達すべき供与資機材について

1. 日本政府は日本国内において施行されている法令に基づき、技術協力計画の通常の手

統によるケニア共和国政府の要請により、センターに必要な資機材を自己の負担においてケニア共和国政府に供与するため必要な措置を講ずるものとする。

2. 上記の資機材はC I F建てでケニア共和国におけるいずれかの空港又は港において到着した時点でケニア共和国政府の財産となるものとする。

3. 上記の資機材は、日本人主席顧問の助言と同意によりセンター運営の目的にのみ使用するものとする。

(C) ケニア人カウンターパートインストラクターの日本研修について

(1) 日本国政府は、日本国内において施行されている法令に基づき、その負担において技術協力計画の通常の手続に基づくケニア共和国政府の要請により、カウンターパートインストラクター等ケニア側センター関係スタッフの適当数が日本において研修を受けるに必要な手続を講ずるものとする。

Ⅱ ケニア共和国政府の責務について

ケニア共和国政府は、ケニア共和国において施行されている法令に基づきその負担において下記の提供に必要な措置を講ずるものとする。

(A)

1. 日本人主席顧問室
2. 日本人専門家の部屋
3. 事務室
4. 教室、機械加工、工作測定、仕上げ、電気工事、電気測定のための実習室及び工具、材料室
5. 便所及びウォッシュルーム
6. その他グラヤード内における必要な施設

(B) センターの建設に要する諸経費

(C) 上記I.(C)に記された各科2名のカウンターパート、ツールキーパー、ストアキーパー、会計、タイピスト、クラークウォッチマン等を含む事務職員

(D) センターの運営に必要な諸経費

(E) 日本国政府から供与される資機材でケニア国に輸入される際の関税、その他課徴金がある場合はその経費

(F) 日本国政府から供与される資機材のケニア国内における輸送及び据付け、操作、維持、修理に要する経費

(G) 日本国政府から供与される資機材以外の資機材でセンターの運営に必要な材料、機械、工具部品の調達

(H) 1. ケニア共和国政府の基準にもとづく、日本人専門家のための基本設備付住宅の提供
2. 上記の住宅提供が不可能な場合、ケニア共和国政府の規程に基づく家賃

(I) 日本人専門家のケニア共和国国内における公務旅行に必要な費用を含む便宜供与

IV 日本人専門家に対するクレームについて

ケニア共和国政府は日本人専門家の職務上ケニア共和国における善意の業務遂行に起因し、その遂行中に発生し、又はその遂行に関連する日本人専門家に対するクレームが生じた場合には、そのクレームに関する責任を負うものとする。ただし日本人専門家の故意又は重大な過失によって生ずる責任についてはこの限りではない。

V ケニア共和国政府はケニア共和国において施行されている法令に基づき、ケニア人カウンターパートが日本国内において習得した知識及び技能をセンターのために活用されうるよう必要な処置を講ずるものとする。

VI (A) 本プロジェクトの実施にあたっては、労働省のPermanent Secretary (次官) が全責任を負うものとする。

(B) 日本人主席顧問は、訓練に関する技術的事項についてのみ責任を負い、N.Y.S. のDirector は、センターの建設、運営、管理的事項について責任を負うものとする。又、日本人主席顧問とN.Y.S.のDirector はセンターの目的を推進し、かつセンターの運営において日本国とケニア共和国双方の協力の成果をあげるため相互の密接な協議に基づき業務を遂行するものとする。

VII 相互協議

センターの目的を推進し、かつセンターの運営に関して日本国とケニア共和国の協力を促進するため両国政府間で協議を行なうものとする。

VIII 日本国の協力期間について

センターに対する日本国政府の協力期間は本議事録署名の日より4年間とする。ただし、日本国政府とケニア共和国政府との合意に基づき期間の延長が出来るものとする。

付 表 I.

1. 日本人主席顧問の業務

- (a) 訓練計画，訓練カリキュラム作成と運用に対する助言と協力
- (b) 日本国政府が供与する資機材の設置，操作及び維持に関する全般的な助言と協力
- (c) センターの運営全般にわたる技術的助言と協力

2. 専門家の業務

- (a) 各専門部門における訓練計画，訓練カリキュラムの作成と実施に対する助言と協力
- (b) 各専門部門におけるケニア人カウンターパートの訓練
- (c) 日本国政府の供与する資機材の設置，操作及び維持に関する技術的事項の助言と協力
- (d) その他主席顧問からの指示事項

3. 調査交渉の全般にわたる経緯

3-1 調査交渉経緯

5月19日(月) 労働省表敬, 日程調整及びAgenda 第1次討議(於労働省)

1. 労働省表敬, 調査日程の作成

Jeneby (Deputy Secretary:次官補, Ministry of Labour)
Siganga (Assistant Secretary, 同 上)
Griffin (Director of National Youth Service (NYS), 同上)
Gowar (Senior Superintendent Mechanical of NYS, 同 上)
(略称 SSP)

調査団(市原他3名)

村 越 (JICA ナイロビ事務所長)

牛 山 (JICA 派遣専門家 (NYS, 機械))

ケニア側のR/D署名予定者たるOthieno次官 (Permanent Secretary, Ministry of Labour) が5月27日にILO第60回総会(ジュネーブ)に出発することとなり、出発の前日5月26日R/D署名の線て日程を組むこととした。なお、討議・交渉の窓口は、労働省はSiganga, NYSはGowarとなった。

2. Agenda 第1次討議

(Siganga, Gowar, 調査団, 村越, 牛山)

日本側が準備したagenda (資料6-1) にそって討議し、必要に応じ文書回答或は資料提供を求めた。^{*} agenda を中心とする先方との折衝の経緯は次のとおりである。

(以下数字はagendaの項目による)。

^{*} 結果的にみると、政府機関の資料で労働省以外の管轄にかかるものについては、一応の約束がなされたにもかかわらず、遂に入手できなかったものがあり、これは先方の担当者の不誠意というよりは各省間の壁の厚さ等ケニア政府内部の事情によるものと考えられる。

I. 行政関係

1) 機械・仕上・電気工事・溶接にかかる公的資格

Gowar) 各々に Trade Test がある。電気工事については、他に House Wiring Certificate (Ministry of Power & Communication) があり、次の2種類がある。

{ Class for factories (工場配線)
{ Class for residential domestic (家屋 ") ※

訓練生に教える者(派遣専門家)の立場としては、この資格を所持してほ
しい。

ボイラー等の特殊溶接は、卒業後、企業(東アフリカ鉄道公社等)に入っ
てから、特別な資格を取っている。

※ 金子専門家(ケニア小規模工業技術訓練センター:電気無資格)の例では、
無資格でも訓練自体には支障なしとのことであるが、NYS配属のJOCV
隊員も必要上から取得しているとのことであり取得すべきであろう。

ii) NYSと労働省の関係(予算・人事・計画等)

Gowar) NYSは労働省の1組織であり、人事・予算も共通である。

iii) 財務・企画省の権限

Gowar) 外国援助は、財務企画省を通じて行われる。R/D署名後、関係予算を一般
会計の中で同省に対して要求する。その際プロジェクトの詳細な内容が必要であ
る。同省とはすでに話をしている。(予算年度は7月1日~翌年6月30日まで)

iv) Instructor等公務員の任免

Gowar) 人事委員会(Public Service Commission)が統一的に公務員の任
免を行う。但し、Trade TestのGrade I(以下"G I"等と云う)の
mechanics等は、次官が任命する。公務員の処遇は、Code of Regulations
(人事院規則に相当)による。

I. NYS 関係

i) NYS 職員の任免

Gowar) 人事委員会により、選考会議(selection board)を経て任命され、そ
の後の身分は保証される。

ii) 募集方法

Gowar) 労働省経由で人事委員会に配置を要請し、同委が官報(Kenya Gazette)、
新聞を通じ募集する。

iii) 第三国による協力状況

Gowar) 米国11名(平和部隊)が本部附設の女性隊員訓練施設で、デンマーク6名(専門家1, ボランティア5)がモンバサ他で、西独5名(専門家)がダラヤードの西独訓練センター(自動車関係)で協力している。ILOのトリノセンター(ILO国際高等職業訓練センター)にも研修員を出していたことがある。

III. センター構想関係

i) 設置予定地

Gowar) ダラ・ヤード(Dara Yard)である、他の場所は考えていない。交通の便もある。addressは「Dara Yard, Nairobi」

ii) 平面図・面積

Gowar) 持っていない。 ※

※ NYSには、ダラ・ヤード平面図等はなく、牛山専門家より平面図(敷地・建物)(牛山氏とJOCV隊員の測量による)を入手。

iii) 土地所有権

Gowar) 政府所有地であり、問題はない。

iv) 電力事情(電圧・サイクル・位相・受電容量等再確認)

Gowar) わからない。

牛山専門家より415V/3相, 240V/単相, 50C/S及び100KVAであることを確認)

v) 拡張計画

Gowar) なし

IV. センター施設関係

i) 訓練施設

Gowar) ダラ・ヤードは既存建物(34m×24m)の他、新センターに使える施設がある。施設内容は、供与機材との関連できまる。

ii) 施設建設実施機関及び責任者

Gowar) 建設は建設省(Ministry of Works)が民間業者に発注し、完成後のメンテナンスも同省の責任となる。設計はSSP, 日本人Chief Advisor(CA), 建築家の3者で行う。最終責任者はNYSのDirectorでSSPが

代理となる。

V. 訓練計画関係

I) 訓練職種

調査団) 職種は、事前調査団報告どおり機械・仕上・電気工事・溶接の4科としたい。
Gowar) 了解、各科のシラバス(Syllabus)が、予算要求に必要であるので頂きたい。

調査団) 概要を提供する。(資料6-10参照)

II) 訓練生数

Gowar) 各科12名、計48名で了承、もっと多い方が良い。[※]

※ 訓練生数については、第2次討議の際、1職種の削減(溶接)に関連して増加された。すなわち最終年度では各科2シフト24人計72人となった。

III) 訓練期間

Gowar) 1年で了承

IV) 訓練生の入所資格

Gowar) G IIIの技能レベル証明所持者で了承

V) 訓練目標

Gowar) G I程度の技能を習得させることで了承

VI) 訓練生関係

Gowar) a. 訓練生の募集は主としてモンバサ訓練センターで行う。

b. 訓練生募集責任者は、同センター所長(第一線の供給責任者)

c. 選考方法には適性検査等も使用する。

d. 選考は、CA, SSP, Deputy Director of NYS(Operation担当)及びCAの任命する担当者が行うこととしたい。

e. 訓練手当は、一般隊員同様70シリング/月(1米ドル=7.14シリング当時、1975.10以降 1米ドル=8.16シリングに切下げ)、訓練生はむしろNYSのエリートであり、インセンティブは必要ない。

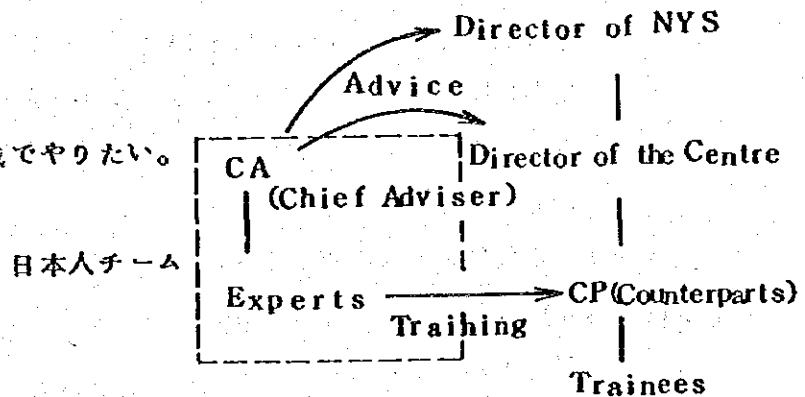
f. 就職あっせんは、NYS本部の担当官が企業等と連絡をとり行っている。ケニアはSkilled Manpowerが不足しており、特にG I以上の卒業生ともなれば就職の心配はない。

- g. 卒業時の資格としては、NYS訓練修了証が与えられる。西独の例では75~77%が自動車整備のTrade Test G IIを取っている。

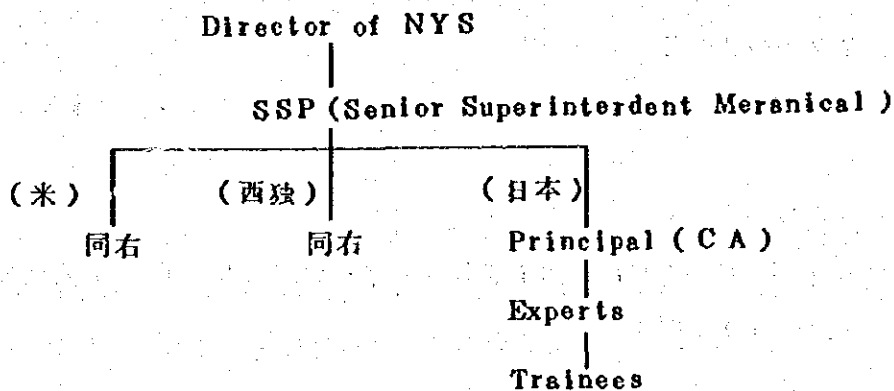
VI. センター運営関係

I) センターの組織

調査団) 右のような組織でやりたい。



Gowar) ケニア側には現在では人材がないので、次のような組織で日本人がPrincipalとなり、また専門家はラインに入って訓練生を教えてほしい。西独センター同様、センター運営を日本人チームにまかせたい。



(I) 以下IV) まで日本側とケニア側と意見対立あり、以後主要論点の一つとなる。)

II) センターの所長

Gowar) 上図のようにSSP(自分)がDirector of the Centre, CAをPrincipalとしたい。

III) ケニア側要員の選考と配置

Gowar) Technical Staff 以外の要員は既存人員を活用する。例えば Accountant

は本部の集中管理となっており不要。CPやTool Keeper等を必要に応じ1年次、2年次と充足してゆく。

IV) ケニア人CP

Gowar) Instructorの任用資格は、①Form 4(初等教育7年+中等教育4年修了資格)を有し、かつ、②City & Guild又はG1の資格を有すること。

処遇はH-scale(給与等級)となり、950ケニアポンド/年(1ケニアポンド=20シリング)程度であり、民間に比し低く引抜かれる。また、ポストを用意しても有資格者が応募しない。

調査団) 定着策として、ポンドシステム[※]などどうか?

Siganga) 以前にやったようだが、うまくいかなかったと聞く。政府としては無理に引きとめるわけにはいかない。

※ 一定期間の就業を義務づける措置

V) センター関係建設・運営予算

Gowar) 施設の新増築費等の額は、日本側の機械供与内容いかんによる。

本年度('75-'76)には、増改築の予算のみ計上してある。生徒1人当りの運営費は400シリング/年を考えている。

VI) 卒業生の特権等

Gowar) 元NYS隊員は、その規律正しさのため好評、G1をもてさらに有利。

VII. 日本人専門家関係

Gowar) 日本人専門家数I)については異議なし、(II)責任分担についてはVI-i)参照)

VII. 日本人専門家の処遇関係

I) 住居

Gowar) 提供できる住宅はないが、ケニア政府規程による住宅手当あり、

II) 所得税、住民税等の免除

III) 輸入税の免除

Gowar) ケニア政府の規程により減免される。

IV) 公務出張旅費

Gowar) 政府規約により支給される。

V) 専門家及び家族に対する医療措置

Gowar) 公務員共済 (National Hospital Insurance) に加入すれば公立病院
以外に Private Clinic でも利用可能, 無料サービス制度はない。

VI) 公務出張の際の車輛の提供

Gowar) NYS から車を提供する。運転手は随時隊員を利用すればよい。

(CAクラスには専用車は提供されない(牛山))

VII) その他

Gowar) a. NYS の就業時間は 0815 ~ 1215 & 1400 ~ 1630 (平日)

0815 ~ 1230 (土曜)

b. 専門家の休日は, ケニアの休日 9 日及び日本の休日中 2 月 11 日, 4 月
29 日, 5 月 3 日の 3 日

c. 年次有給休暇は, Local Leave が年間 30 日 (繰越しなし)。も
し Arrangement が日本側とあれば, 2 ~ 3 カ月の日本への Home
Leave も可能。

d. Travelling Allowance [※] は支給していない。

※ 休暇旅行の際にその旅費の一部を負担する制度

K. 日本側供与機材関係

i) 送付と受取り

Gowar) a. Consignee は Director of NYS, P.O. Box 30397 Nairobi,
Kenya (Attention, Mr. , the Expert) としてほしい。

b. 通関料, 倉敷料, 荷扱料は NYS が負担。通関-運搬 (ナイロビまで)
の所要期間は, INVOICE 到着後 6 カ月かかる。

c. 東アフリカ鉄道の引込線がダラヤードにきており, 運搬は鉄道を利用。

d. 機材の保管場所はダラヤード内にする。

ii) 機械据付

Gowar) 据付専門家を派遣してほしい。

調査団) 必要があれば送ることとする。

iii) 安全衛生関係規制等

Gowar) 工場内の安全衛生については Factory Act がある。それ以外は不明。

(騒音・排気・汚水処理等に関して全く関心を示さず)

IV) その他

Gowar) 供与機材には、ぜひ英文の解説書、マニュアルを付けてほしい。日本文のみの場合が多い。(牛山専門家もこれを確認)

調査団) 了解

X. 協力実施スケジュール関係

Gowar) 協力スケジュールは、日本側の機材供与の量と時期いかんによる。

調査団) 来年4月ごろをメドとしたい。訓練開始時期は、CPの配置とその時期いかんによる。施設について、例えば既存棟(34m×24m)の新築所要日数を知りたい。

Gowar) 日本の2倍はかかるだろう。6カ月程度か。

ケニア人CPの日本研修人員数はどの程度か。

調査団) CAが決定する。但し予算(日本側)の制約がある。

XI. Trade Test及びCity & Guild関係

Gowar) T. Test は、労働省が実施し、実技中心であり、多くの計算や実験の必要な文部省のCity & Guildとは異なる。T. Testは技能者向け、City & GuildはTechnician向け。

(直接 Trade Test Centre 及びKenya Polytechnicで実施調査することとする)

XII. その他

I) センター名称

Gowar) 「Advanced Artisan Vocational Training Centre」はどうか。
(個人的思いつきらしいので参考とする程度にとどめた)

II) NYS以外の職業訓練センターの状況

Siganga) Kisumu National Industrial Vocational Training Centre
がデンマーク援助により建設中

III) Standing Order (公務員関係就業規則、給与規則等)

Gowar) Code of Regulationsがそれに該当

IV) モンバサ訓練センター等で使用中の教科書、Job Sheet等資料提供を要求

5月20日(火) N.Y.S. 表敬訪問及び第2次討議

Griffin, Itote (Deputy Director of N.Y.S.), Githaiga(同),
Gowar, Siganga 調査団, 村越, 牛山

第1次討議に引続き Agenda に沿って, 文書回答, 資料提供によるものを除き,
agendaの内容を明確にし, かつ合意を得るべく討議した。

I. 行政関係

I. N.Y.S. 関係

(I iv) a, II i) a に関するメモ(資料6-2, 6-3)を入手)

II. センター構想

Gowar) 土地所有者は国土省(Ministry of Lands & Settlement)であり,
電気は, 416V/3相(415Vの誤り), 240V/単相である。
(電気関係については, NYS関係者に電気関係の専門家がないため,
NNVITC等において確認)

IV. センター施設

i) 訓練施設

Griffin) 我々は必要な施設内容について advice されるべきだ。

- Gowar) a. 機械, 仕上科は現存棟を使用, 電気工事科は, 機械, 開始時期, 訓練の
タイプを考慮して設計する必要あり。
b. 資材はN.Y.S. 本部で一括管理する。本部にその建物を建設予定
(わが方は, センター内に訓練用資材室及び工具室が必要である旨を主張)
c. 教室は, 西独の2教室の裏に増設
d. CA室はいつも見守れるように訓練現場に近く, 現存棟内に作るべきだ。
e. Director of Centreの室はDirectorがいらないから不要
f. 専門家屋はCA室の一部となる。
g.h. 事務室及びシャワールームは現存のもの(Dara yard)を利用

i. 電気室は現存棟の外に附設

k. Suitableな施設が現在するので、新設は電気工事科と教室である。

調査団) 確認したい。新設は電気工事実習場、教室、追加のトイレ、シャワールーム、電気室、その他か。

Gowar) その通り、かなりの内装工事が必要となろう。

V. 訓練計画

Griffin) 募集、選考の責任者はDirectorであり、Deputy Director (Operations) が委任され、監督する。選考委はCA, SSP, instructorからなる。

1. 訓練職種

Griffin) 機械・仕上げ・電気工事は良いが、溶接科の代りに自動車電装 (Automobile Wiring) を入れてほしい。自動車電装は当初から要請 (Vehicles & Domestic Wiringとして) していたところであり、溶接は訓練資材、溶接棒等でコストがかかるし、モンバサにはユースがない。

調査団) 我々は既に事前調査団の報告により、一応の共通理解を得たものとして、この4科の協力に対し準備を進めてきたところであり、変更は意外である。また、モンバサには溶接のコースがある。

貴国労働省の資料によれば、溶接工の不足は他職種に比し著しいと思われる。

Griffin) 事前調査団の報告は、単に日本政府に報告を行ったものであり、実施調査で内容が決定されるはずだ。(事前調査においてはコミットをさけるとの基本方針により、それが日本政府への報告のためのものであり、実施調査で内容を決定する旨をケニア側に強調したため、事前調査の内容は確定的なものでないとの感を与えることを避けられなかった。この点事前調査のあり方を含め、今後の検討を要する)

モンバサにコースはあるが、正規のものではない。また西独の自動車整備部門には電装部門が欠けており、その新設により相互に補完することができる。

Gowar) 自動車電装も電気工事 (House Wiring) も電気配線を取扱うから共通性があり、共に“電気関係コース”としてやれるのではないか。

調査団) (自動車電装については西独のセンターと別建ての原則が守られていくことを踏まえて) 事前調査の際に協力内容につき、一応双方の共通理解ができたものと考えている。

技術的にみれば、Wiring そのものは似ているところはあるが、電気工事は変圧器を通じた交流の電気を屋内に配線する技能であるが、自動車電装は直流の電気をプラグやライトに配線し、電気部門の修理を行う技能であり、その目的が異なり、同種のコースとしてやれない。自動車電装と電気工事は全く別ものである。

Griffin) 自動車電装は当初からの要請であり、溶接はコストの面もあるので代替したいが、できない場合には、溶接の代りに他部門の充実、特に訓練定員の増大とそれに伴う機械供与の拡大を要請したい。

調査団) 後者の線で了解した。

ii) 訓練定員

Gowar) 各科を12名×2シフト=24名 総計72名としたが、機材面で可能か。

調査団) 3職種としたものを充実にあてれば可能であるが、問題はCPが配置されるかどうかである。

iii) 訓練期間

Gowar) 1年間で了承

iv) 入所資格

Gowar) GⅢ所持者で了承、西独の側ではフィールドユニットから来る者との差はない。

v) 目標

Gowar) GⅡ取得程度の能力水準を目標とするが、供与機械の範囲でGⅡ取得の訓練は可能か。

調査団) 基本的には可能である。

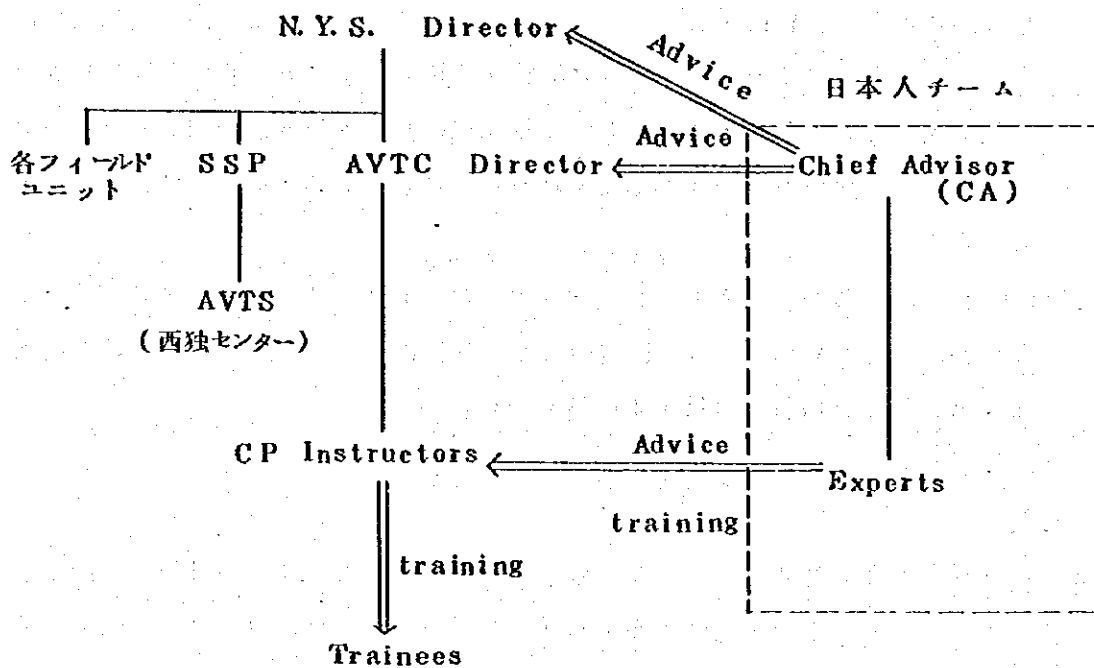
vi) 訓練生

訓練生は別添資料Hのように募集され、処遇される。

VI. センター運営関係

i) センターの組織と機能

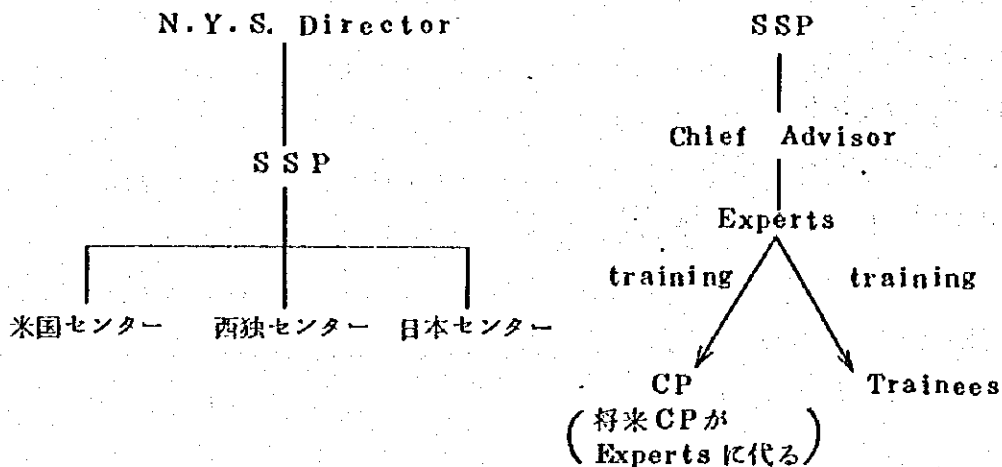
調査団 次のような組織で運営したい。



日本人専門家はChief Advisor が統率し、技術的な面で責任をもち、Advisor 及びCPの訓練以外にTrainees への直接訓練は行わない。
 ケニア例は運営及びTraineeへの直接訓練を行う。

Griffin)

Director of the Centre はSSPであり、次のような組織でやりたい。
 SSPが西独、米の協力プロジェクトを管理しているので、その下に日本人専門
 家チームが入ることになるが、西独の例のようにChief of Expertsが
 Principal (Director)の業務を行うこととなろう。我々はPolicyを与
 え、CA達が実際に運営する。



調査団) センターの組織はCPの配置と密接な関連がある。

日本の方式では、専門家は直接生徒を教えない。

Griffin) モンバサでも西独・米のセンターでも、専門家は生徒もCPも教えた。

彼らは多くの場合、CPになるように訓練生を訓練する。

ケニアは10年前に独立した国であり、日本のようにはいかない。資格をもつ指導員を見つけるのは困難であり、かつ、彼等が民間に逃げるのを引留めるのにモンバサでも大変な努力をしている。

K. I. T. I. の例でも日本は10年以上協力しており、Principalは日本人ではないか。

調査団) CPが既についており日本人専門家は近い将来引揚る予定である。K. I. T. I. の場合、当初Principalが日本人でラインの中に入ったことは例外的な措置でdemeritもあり、既にケニア人がPrincipalとなっている。日本人が国情の異なるケニアにおいて、ケニア公務員の機能を果たすことは困難であり、適当でもない。

III) ケニア側要員

調査団) Technical Staff としてCPが各科2名以上必要であり、Tool Keeperも機械一仕上、電気工事の各々に1名、計2名が必要である。Tool KeeperとStore Keeperについてはダラ・ヤード内での管理に必要なものである。

Griffin) 経理については、本部で一括管理し、Clerk, WatchmenについてはServicemenがその業務を行っており、不要。

IV) CP

Griffin) ケニアは発展途上国であり、資格ある指導員そのものが非常に少ない。

調査団) CPの配置は日本の協力の前提、専門家は直接教えぬ原則である。

Griffin) 西独センターでは、CPも訓練生も教えている。

調査団) 同時に教えることは無理である。

Griffin) ケニア側でCPを見つけるよう極力努力する。Expert到着1カ月前までに配置するようになりたい。また、CPは日本人により日本式に訓練されるべきであると思ふ。

V) センター運営・建設予算

Gowar) センター運営・建設に必要な予算額は、日本の供与機材の量いかんによる。どのような機械類をくれるのかリストがほしい。西独は蜂ノ巣金床までくれ

た。

調査団) モンバサへ行ってみなければ決定できない。供与機械は訓練に必要なものを一応網羅している。

Gowar) 実施調査団帰国後のコンタクトはどうするか?

調査団) JICAの事務所を通じてコンタクトしてほしい。

vi) 卒業生の特権等

Gowar) Trade Testは集団申込み方式をとっている。

5月21日(水) agenda第3次討議及びR/D第1次討議(於NYS本部)

I agenda第3次討議

Griffin, Gowar, Githaiga, Ngumi, (Asst. Director of NYS)
Siganga, 調査員, 村越, 牛山

センター組織及びスケジュール等について20日に引続き討議を行い、ある程度の合意の域に達したので、次のR/D討議(午後)に移行した。

1. センター組織、専門家の職務・責任

Gowar) CAの職務は、センターのポストとして、センター業務の運営(administration)についてDirectionを下すことである。

Griffin) センターの運営に関する最終責任は本部(従って自分)にあるが、日常の運営の責任はCAがもつ。

調査団) CAが運営にまで責任をもつことは問題がある。責任は分担すべきであり、センターの運営主体はケニア側でなければならない。

Gowar) 実際には、運営面と技術面を峻別することは困難である。例えば実習場の清掃は安全という技術面をもつとともに規律という運営面をもっている。

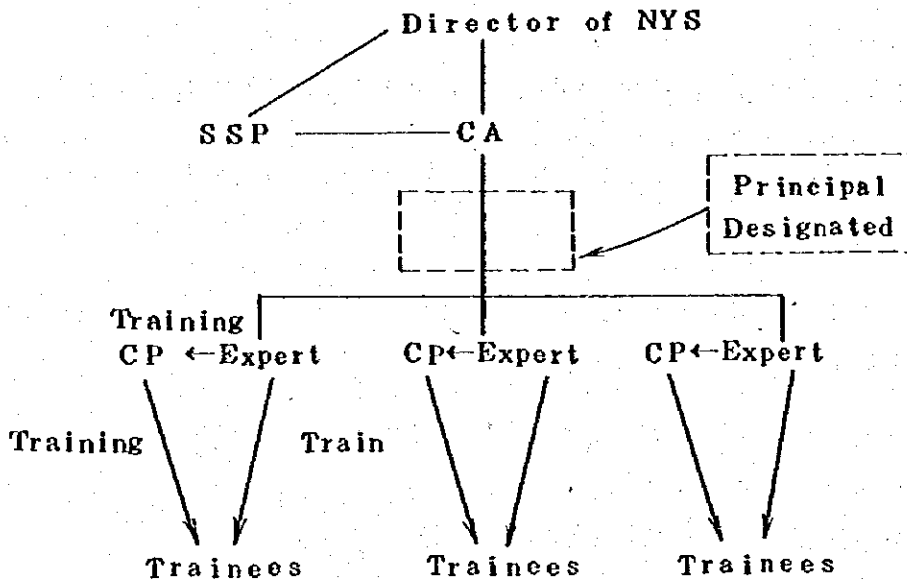
また、訓練は一面でdirectionである。時間厳守をさせ、安全動作を守らせることはadviceではできない。権限と責任は裏表だ。

調査団) 責任分野は、予算、人事、規律保持等の運営面と訓練の実施、技術的Advice等の技術面で分けられるべきである。訓練生の選考についても技術能力と品行等は別に選考される。特にNYSの特色ときくDisciplineについては、我々日本人がDisciplineやNYS Spiritを教える事はできない。何よりもこのセンターはケニア国のセンターであり、そのDirectorが日本人では、センターはいつまでも1人立ちできない。

Griffin) CAのCPをみつけるようにし、責任をある程度分担し、CPはPrincipal Gowar

Designatedとして将来Principalとする。

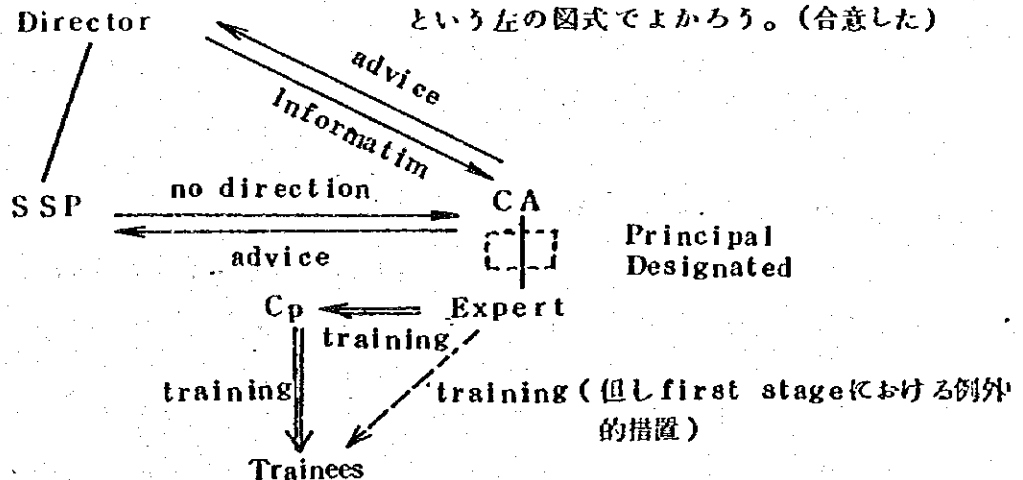
Griffin) 次の組織でどうか。



調査団) SSPとCAの関係は"Same Level"で" They are in consultations with "である。またExpertはTraineesを直接教えない。

Gowar) この2者は補完的(Compliment)な関係となる。

調査団) という左の図式でよからう。(合意した)



2. 協カスケジュール (Agenda X)

Gowar) 協カ期間4年は短い。電気工事科の訓練サイクルの途中で協カ終了となつては困る。

調査団) 現状では4年以上とすることは困難だ。R/Dにおいては延長の路が開かれている。

Gowar) どのような機材を供与するのか、機材リストとレイアウトが必要だ。

ケニア側で準備すべき建物の建設、電気工事の規模がつかめない。

使用電力量もわからなくては、予算要求もできない。

調査団) モンバサの施設を見て、訓練内容を確認したら一応のものを示せると思う。

Gowar) 供与スケジュールはどうなるか。

調査団) '76年訓練開始の機材については、モンバサ港に3月到着の線でゆきたい。

Griffin) 輸送・据付に3カ月はかかる。また据付専門家の派遣を希望する。

Gowar

調査団) 訓練開始可能なのはいつごろか。

Griffin) 予算年度の関係もあり、7月開始が望ましい。専門家はいつ到着するか。

訓練生の選考を4月にやりたい。

調査団) 予定どおりに進めば専門家の配置は4~5月ごろとなろう。建築のスケジュールはどうか。

Gowar) 機材等によるが、新規建築は予算上困難である。

II R/D 第1次討議 (於NYS本部)

(Griffin, Gowar, Githaiga, Ngumi
Siganga; 調査団, 村越, 牛山)

R/D原案を示して討議を行った。

1. 名称 "Kenga Advanced Vocational Training Centre"を"National Youth Service Advanced Engineering Training Centre"とする。

(∵ Kenya"なる形容詞は中々使わない。また"Vocational"が労働省のアプレンティス中心の訓練センターと紛らわしい。

2. Technical Cooperation Scheme (R/D 3-a. b. c.)

ケニア側から要請Formを出させる必要上、A₁~A₄各Formを示し要請方法を説明。

3. 供与機材

Gowar) 日本側の供与内容の詳細が知らされねば、その他のケニア側の準備すべき機材

等が決められず予算要求にも差し支える。また上記 Scheme による日本政府への供与要請 Form も出せない。

調査団) 日本側が訓練を開始するのに必要な機材(機械、工具)の大部分、感で90%を供与する。ケニア側は、訓練用資料と残りの機材を準備してほしい。また供与内容については主要なもののリストを渡す。

Gowar) 残りの機材とはどのようなものか。

調査団) 供与に適さないもの……Work bench, とか訓練開始後必要になったもの……小口径ドリルとかだ。高価なものではない。

4. 住宅手当

Gowar
Siganga) 住宅は提供できないが、政府の規程(資料6-4)により住宅手当を支給する。給与スケールにより額は異なるがCAはSSPと同様
K-scale, 専門家はJ-Scale程度となろう。
(K-scale 120 (独身, 夫婦のみ) 150 (子供2人以上) ケニアポンド/月, J-scale
同 90~120)

調査団) 格づけ根拠資料がほしい。(入手できず)

5. 公用旅費

Gowar) R/D 3-J, の "Facilities" は、旅費としてホテル室料、食事代を意味し、ガソリン代等も支給するが、食事にもなり飲料は支給しない。

(牛山より、上記が事実である旨聴取し確認した)

6. 日本人専門家の職務、責任

Annex II 1. a) についてCAの職務に "Technical Direction" を挿入することとした。わが方がケニア側は責任と権限は当然裏表と考えており "Advice" level に固執することは、日本側の腰の入れ方が弱いと取られる恐れが強いとともに、ケニアの国情では実際面でも、技術面、運営面の相違が理解されず、また有能な行政官に乏しいことにより「権限なく、かつNYS本部の支援なき状況」に陥ることを避け、最小限必要とされ、かつ、余分な責任負担を防ぐための次善の策と判断したものである。

7. 輸入税の免除

Siganga) 専門家の Personal goods については、到着後3カ月以内ならば、輸入税は免除[※]される。

調査団) 免除される物品の範囲はどうか? また、発注一到着に時間を喰う自動車の場合も3カ月以内か?

Siganga) East Africa Community (ケニア, ウガンダ, タンザニア3国) の共通関税規則によっている。

※ 実際には一般物品は3カ月, 自動車は6カ月~1年程度は免税で輸入可能である(村越, 牛山)

8. 年次休暇

Local Leave (現地休暇) はケニア公務員に準じ30日/年, Home Leave (帰国休暇) は, 日本-ケニア政府間の協議(実際にはJICA規程のケニア側の確認)による日数/年とする。

9. 施設

Gowar) 既存棟を機械, 仕上に利用, その他電気工事実習棟, 教室等は新築するが, 既存の建物に併設し, 「増築」とした方が予算獲得が容易である。

10. 協カスケジュール

訓練を行うには, 最小限実技指導が行える Junior CP 的なものがある。

Gowar) Junior CPにはどの程度の技能水準が必要であるか?

調査団) GI程度は必要, 訓練開始前に専門家が訓練する必要あり。

Gowar) GIのunqualifiedなJunior CPなら訓練開始時には配置できよう。

Instructorは" H " Scale Junior Instructorは" F "となるであろう。
来年7月の訓練開始時には, 機械2名, 仕上げ2名を配置する。うち機材1名は4月に配置できる。

調査団) では, その線でいきたい。CPとしてのqualified Instructorは, 別に募集してほしい。CP Instructorを採用した場合はassistantとなる。

Gowar) 了解

11. 専門家及び家族に対する医療措置

Siganga) 国立病院は無料だが混雑している。私立 (non-Governmental) の病院でも政府規定 (資料 6-5) により保険による医療を受けられる。

※ ケニアでは JICA 専門家は、JICA 医療給付制度のみを利用している。
(村越, 牛山)

12. Joint Committee の設置

本件は日本側の当初案にはなく、外務省の追加要望により、その設置の可能性につき一応打診した。

Siganga) ケニア国の方針として、Committee の設置は制限されており設置することはできない。

5月22日 R/D 第2次討議 (於NYS本部)

(Griffin, Githaiga, Gowar, Ngumi, Siganga, 調査団, 村越, 牛山)

R/D に関しドラフティングを行った。

輸入税の免除

KITI に準じた表現とすることとした

※ 専門家の処遇、特権等に関しては、R/D 相手側当事者たる行政機関、例えば労働省のみにて即断できることは少なく、大蔵省等各省との調整、交渉を要するため、調査団が限られた調査日数間で R/D 或いはメモランダムに盛りこませることが困難であるところ、多少相手側に勉強させる期間を与えるため、前広に R/D 案を知らしめておくことが必要かと考えられる。本件調査においては、労働省 JICA 以外の関係機関の事務的おくれ等により、それが不可能であったが、今後この種プロジェクトの実施にあたっては、現地における法制、慣行の正確な把握とともに、特に考慮されるべきものと思われる。

5月25日 R/D 最終案チェック

Siganga がケニア側でタイプアップした R/D を持参したが、これは 22 日の合意案に対し Permanent Secretary (次官) が、字句、語法等につき若干手を入れたものであるとのことであつたのでわが方は早速 22 日案との比較をした結果、構成等に改善さ

れたところがある一方、ある程度の相違が見られたため、意見を申しのべたところ、
Sigangaには応じる権限がないとのことであったので26日午前中のR/D sign予定
を延期し、これをクリアした後にsignを行うこととした。

5月26日(月) R/D最終討議 (於 労働省)

(Jeneby, Griffin, Gowar, Siganga, 調査団, 村越, 牛山, 松田(日本大使館一等書記官))

日本側は、これまでの折衝の結果出来上ったR/D合意内容が一方的に修正されたこと
に対し遺憾であるとの意を示すとともに形式的な修正等は避ける方向で、その内容、表現
についての最終的な折衝を行った。このような事態が発生したことは、折衝に入る前に担
当者の当事者能力に問題があると考えられるので、今後の調査にあたっては、できれば調
査団出発前に十分クリアーしておく必要がある。

1. 構 成

ケニア側タイプ原稿にはannex が全て本文中に含まれていたところ、本来annex が多
すぎることもあり、長文のannex Ⅱについてのみannex に残すこととした。

2. 日本人専門家の特権

Jeneby) 「Privileges exemptions and benefits」についてexemptions
はPrivilegesであるのでPrivileges and benefitsとしたい。
調査団) 了解

3. 供与機械

Jeneby) 本プロジェクトについては、ケニアの苦しい財政的事情から大蔵省を説得す
るのに努力を要することもあり、建築費用算定の基本となる日本側供与機械につ
いては、その詳細なListがほしい。できればR/D文中"machinery,
equipment and tools for the establishment"では旋盤等を含ま
ず、建設用の機械に限定されるようにとれる。"establishment and
operation"にしてほしい。

調査団) 機械供与がOperationのためのMaterialを含まず、ケニア側の要請に対

して、日本の Laws & Regulation の範囲 - 予算を含む - で供与することとして了解する。

4. ケニア人CPの日本研修

調査団) adequate は "not efficient but proper" の意味で了解

5. センター施設

調査団) 「土地の確保」について明記すべきだ

Jeneby) 既に確保されているが R/D III (a) 中に "within Dara Yard" とする。

施設については必要な施設を提供するが、Toilet など共用できるものは現存のものを利用してほしい。

6. ケニア側準備機械

Jeneby) 日本側の供与機械以外に必要なケニア側が準備すべき "machineries, tools & materials" について "machinery" とはどんなものか、ケニア側予算要求の際、研削盤等の高額な機械なら問題となる。もし日本側で machinery について必要なものを供与してくれるなら削除してほしい。

調査団) 了解

7. 住居手当

R/D 3 (a) により、他の外国人専門家と同様の取扱いとし、Directorate of Personnel 等の基準により行うこととした。

8. 公用出張の便宜

Jeneby) facilities とは、公用車の提供も旅費の支給も含むものである。

9. CA と NYS Director の関係

CA は訓練に関する技術的事項、Director はセンターの建設、運営事項につき責任をもち、その目的遂行のため相互に密接な協議のもとにプロジェクトを遂行することとした。

10. 日本 - ケニア政府間の相互協議

センターの円滑な運営を期するため適宜両政府間（労働省－JICA事務所、必要に応じ日本大使館）において協議を行うこととした。

5月27日（火） 技術面の打合せ（於 ダラ・ヤード）

（Gowar, 八木団員, 吉田団員, 牛山）

レイアウト, 機械供与, その他技術関係

レイアウト（機械, 仕上関係棟, 電気工事教室, 管理関係等）及び主要供与機械リストを示し, 説明した。

1. おが方は, レイアウト及び主要機械の説明の中において従来より牛山専門家を通じNYSに供与してきた機械について, 本件プロジェクトに関連して使用できるものがあり, これらについては, 本件関係供与機械と一括して使用することが効果的であるとの観点からGowarに対し, その旨を述べるとともに, 実際上日本側の予算制約等により, ケニア側の希望により増員した24名の訓練に対し十分な訓練を行う上でも望ましいことを指摘した。
本件は, 牛山専門家も従来よりGowar 他NYS幹部に進言していたとのことであり, 機械配置を含むレイアウト及び主要機械リスト（資料6-9）には上述機械を含めて提示したところ, Gowarも了承した。
2. 機械, 仕上実習棟にあてる現存棟については, その基礎が不明であり, 訓練用機械の据付, 及びこれらに対する床下配線等の工事の開始前にその内容を把握しておく必要性を説明した。
3. Gowar から製図教室の必要性について疑問が出され, 通常教室において移動に適さずしかもかさばる25組の製図機械を使用することは不可能である旨を説明し納得させた。

5月29日（木） センター・レイアウト説明, 関係討議及び帰国挨拶（於 労働省）

┌ Jeneby, Gower, Siganga, 調査団, 牛山 ─┘

ケニア側に対し, レイアウトを示し説明を行うとともに関係事項の確認を行った。

Jeneby) 本件プロジェクトに対する貴調査団の努力に敬意を表する。ケニアの財政事情は困難な状況にあり, 既存棟の改造費用のみ予算化しているので, レイアウト

のメインビルディングは建てられない。電気工事科は、来年から開始するわけではなく、その実習場は既存棟に隣接して増築すれば良い。

Gowar) ダラ・ヤードにメインビルディング用の敷地がない。予定地は駐車場として使用する。

調査団) センターを運営する際には、施設を集中しなければ効率的に運営できない。また、独立のセンターであるのでまとめるのが当然である。そのための予算を取ってほしい。

Jeneby) 企画財務省に予算要求するにあたり、来件の施設が最低限必要という説明根拠がある。

教室については、2シフトで学科-実技比が $\frac{1}{2}$ なら、西独の2教室以外に2教室を増築すれば十分である。製図室もぜひたくではないか。

Gowar) 視聴覚教室は、西独のように一般教室でOHP、スライド映写器を使うようにすればいい。

調査団) 教室については、西独も効率的に使っており、共用はできない。職業訓練ではTheoryとPracticeを相互に関連させて習得させる必要があるが、このような年間の訓練スケジュールを遂行してゆく上で、1科1教室は必要である。同時に3教室を使うことも多いと考えられる。訓練の質と効率を考える必要がある。

製図は基本的な科目であり、一般教室では製図できるサイズが小さく、使用予定の製図機器が使えない。独立する必要がある。視聴覚教室については、訓練生の理解を助けるために、スライド、映画フィルム、OHPその他の日本の教材を供与する予定であり、又CPにも使用法を教えることを考えている。これらは、動きのあるものはフィルムで記憶させるのはスライドといったようにシステムティックに使われ、その効果を十分出すためには、専門教室が必要であり、その方がカーテンや、スクリーンを各教室に設置するより経済的である。

Jeneby) これらの施設が必要だという根拠また、特に所要面積の算定根拠が予算要求上必要となる。

例えばNNVITCでは、ILOの基準に拠っているが、国際基準でも日本の基準でもよい。例えば電気実習場はなぜこれだけ必要で、教室の基準は1人当たり何㎡か。

調査団) 訓練施設の設計は、労働安全、労働衛生、作業能率、人間工学等諸々の要素が

複雑に関連しており、これらの総合判断による必要がある。この場合例えば教室で約4㎡/人、実習場で9㎡/人となっているが、これも最低限のものであり、その訓練内容や水準さらに国情 — 例えばケニア人は日本人より大きく、より広い場所を必要とする — などの問題もあり一概にはいえない。例えば電気工事科は、機械は少いが配線板を並べる必要があり、また長いコンジットチューブを扱う必要があるのでスペースを必要とする。

Jeneby) 予算の獲得は難しく、建物の効率的使用を第1に考えねばならない。新築予算は難しいが、増築はそれより予算化しやすい。増築の線でいきたい。電気工事科は'77年以降なら、機械科と仕上科をまず準備する。

レイアウトとその必要性及び詳しい供与機械リストについて、予算折衝上資料がほしい。

調査団) 我々としても立派なセンターにしたいのでケニア側の努力を期待する。

帰国後、必要な情報について可能な範囲で、できるだけ送付するようにしたい。

我々調査団に対するケニア側の協力に深く感謝する。

5月30日(金) 資料入手 (於ガラ・ヤード)

(Gowar, 調査団, 村越, 牛山)

文書回答を入手(資料6-7)

3-2 ケニアNYS職業訓練センター設置実施調査交渉結果要旨(問題点)一覧

	日本側原案	ケニア側意見	日本側意見	結果及び問題点
I センター概要				
1. 名称	Kenya Advanced Vocational Training Centre	「N.Y.S. Advanced Engineering Training Centre」としたい。 *①国内事情によりKenyaを文頭に付けられない。②他のapprentice方式のセンター名とまぎらわしい。	了承	N.Y.S. Advanced Engineering Training Centre
2. 目的	Trade Test Grade III所持者の技能向上(目標GⅠ)	同 左	同 左	原案どおり
3. 設置場所	所在地を明記	「Dara Yard」 *Dava YardはNYS専用地域で他の施設(公私)はない。アドレスはDara Yard	「Dara Yard, Nairobi」とする	同 左
4. 訓練内容 (I) 職種	機械, 仕上げ, 電気 溶接	溶接の代わりに自動車電装を強く希望する。 *自動車電装は西独協力の自動車整備部門で(本格的には)やっていないが必要である。	1. 自動車電装の訓練は, モンバサ訓練センターでは行なわれていない。 2. 西独協力の自動車整備部門との訓練運営面での競合を生ずるおそれがある。	機械, 仕上げ, 電気 の三科とし, 溶接の分だけ増法する。

	日本側原案	ケニア側意見	日本側意見	結果及び問題点
		また溶接は費用がかかる。 自動車電装が不可能ならばNYSは可及的大量の訓練を行ないたいので、溶接部門の協力分を機械、仕上げ、電気の部門にまわしてほしい。	ある。 3. 専門家の派遣が困難である。 日本では電装は整備の小部分にすぎない。	
(2)訓練定員	各科 12 名	(1)をふまえて各科24名を希望	3職種につき各科24名	各科 24 名 (2シフト)
(3)訓練期間	1 年 間	同 左	同 左	原案どおり
(4)訓練サイクル	1 シフト	2シフト(各12名)を希望 (6カ月差循環方式)	了 承	2シフト
(5)訓練対象者	GⅢ所持者及び同等者	GⅢ所持者	了 承	GⅢ所持者
Ⅰ 日本側協力内容				
1. 専門家派遣	①専門家 5名 (各科1名+リーダー) ②コーディネーター1名 短期専門家若干名 (必要な場合のみ)	①専門家 4名(各科1名+チーフ・アドバイザー) ②コーディネーター1名、短期専門家若干名 供与機材について据付専門家の派遣を希望	必要な場合は短期専門家として派遣する。	①専門家 4名 (各科1名+チーフ・アドバイザー) ②コーディネーター1名 短期専門家若干名 (必要な場合のみ)
2. 機材供与	Machinery, Equipment and	1. [Machinery, Equipment and	1. [Operation]の内 容には、設置後の訓	1. [Establishment]を [Establishment]

	原 案	ケニア側意見	日 本 側 意見	結 果 及 び 問 題 点
	tools required for the Establishment of the Centre	tools required for Establishment] では、センター建設の際の機材(建設機材)を意味し、センターの訓練の実施に必要な機材であるから「for Establishment and Operation」とすべきである。	練用材料等は含まれず、機材等も無制限に供与(予算制約)するものでないことを確認して了承する。 なお「laws and regulations in Japan」の制約には予算も含まれることを強調	and Operation] に改める。 予算等の条件、制約があることを確認
		2. 機材を日本政府に供与要請することになるが、仕様を附した機材リストが得られないと要請が出せない。	2. モンバザ訓練センターでの訓練内容、Trade Test の内容等を検討し、帰国後可及的速やかに送付する。	2. 帰国、内容検討後送付した。 (別添メモランダム参照)
3. C.P.(カウンターパート)の日本での研修	若 干 名	C.P. の日本研修の人数等の決定は誰が行なうか。	チーフ・アドバイザーが(予算等の制約のもとで)決定する。	若 干 名
Ⅲ ケニア側協力内容				
1. 訓練施設(建設等)	1. 土地の確保 2. 必要な施設 (1)チーフ・アドバイザー室 (2)各専門家室(複数) (3)センター長室 (4)事務室 (5)講義室(4室)	1. 土地は確保済みあり「requisition of land」は不要である。 2. センター長室はセンター長を置かないので不要、事務室・材料室・シ	1. 了承、但しR/D Ⅲ-(a)に「within Dara Yard」を明記したい。 2. ケニア側の希望のように日本方式により訓練を効率的に実施するため	1. 同 左 2. 3.4.5次の施設を確保する。 Rooms at the Centre for

原 案	ケニア側意見	日本側意見	結果及び問題点
<p>(6)実習教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機 械 ・仕 上 げ ・機械測定 ・電気工事 ・電気測定 ・溶 接 <p>(7)工具室 (後数)</p> <p>(8)材 料 室</p> <p>(9)シャワー室</p> <p>(10)その他</p> <p style="text-align: center;">(製図室) (AV教室)</p>	<p>ャワー室は、既に Dara Yard 或は NYS 本部に既存の施設がある。教室等のうちAV教室・製図室・会議室はいらないのではないか。</p> <p>3. 初年度の機械、仕上げについては現存棟(24×34m)を改造し実習場とし、教室は西独教室の横に建増したい。チーフアドバイザー室等専門教室、工具室等もその中に入れたい。</p> <p>4. 75/76年度は、NYS 予算から流用するので現存棟と現存教室の改造・増築ならできる。76/77予算でも新築は困難である。</p> <p>5. 増加する部門に合わせて増築してゆきたい。</p>	<p>には最小限原案の施設が必要である。</p> <p>3.4.5. 機械、仕上げ部門を除き電気実習場、同工具室、材料室、各教室、チーフアドバイザー室、会議室等をまとめた一棟の新築を希望する。</p>	<p>(1) Chief Advisor</p> <p>(2) Experts</p> <p>(3) An Office</p> <p>(4) Lectures, Work Shops for machine work, measuring, fitting, electrical wiring, electrical measuring and tools' rooms and materials' stores</p> <p>(5) Toilets and Wash room</p> <p>(6) Other necessary facilities, within Dara yard</p> <p>施設の詳細は、日本側のレイアウト案をもとにして検討し、予算当局に要求することとなったが建物の建設費の予算化については相当の困難が予想されるのでこれを日本人チーフアドバイザー等より側面から促進する必要がある。</p>

	原 案	ケニア側意見	日本側意見	結果及び問題点
		<p>6. 予算要求説明上必要なので日本側でレイアウト案に技術的必要性をコメントしたものを示してほしい。</p> <p>施設は無駄をなくし効率的に使用したい。</p>	<p>6. 帰国後送付したい。</p>	<p>6. 帰国後作成送付した。</p> <p>(別添資料メモラムダム参照)</p>
2. カウンターパート等の配置	<p>1. センター長 (Director)</p> <p>2. C.P. Instructor (各科2名以上)</p> <p>3. その他運営スタッフ</p> <p>(1) Tool Keepers</p> <p>(2) Store Keeper</p> <p>(3) Accountant</p> <p>(4) Clerks</p> <p>(5) Typist</p> <p>(6) Watchmen</p> <p>(7) その他</p>	<p>1. センター長はおかないが、C. P. Instructorが育つたら優秀なものを指名し、協力終了後は、センター長とする。</p> <p>2. C.P.として Qualified Instructor (Form 14 (City & Guild or G-1) を募集しても配置できるのは 10~11</p>	<p>1. Expert を助けてある程度 trainees を教えられる人員が少くとも1コース (12名) 1名配置され、Qualified C.P. の募集・確保の努力がなされなければ、訓練の開始は不可能</p> <p>2. K.I.T.I. の例もあり、Qualified C.P. の確保は努力次第で可能であるはずである。</p>	<p>1. ケニア側要員の配置</p> <p>(1) C.P. Instructors (各科2名)</p> <p>(2) Tool keepers</p> <p>(3) Store Keepers</p> <p>(4) Accountant</p> <p>(5) Typist</p> <p>(6) Clerks</p> <p>(7) Watchmen</p> <p>2. C.P.については、訓練の開始前1~3カ月にG I以上の Junior Instructor を1コースにつき2名配置する。</p>

	原 案	ケニア側意見	日本側意見	結果及び問題点
		月であり、しかも 確保定着は困難 *民間との給与格差 3. Unqualified Instructor (Jr. C.P.)なら配置で きる。 NYS内にGI, GII所持者はいる。		る。 (1シフト1名) 3. ケニア側はQualified Instructor の定数を確保する とともに、募集・ 確保に努力すると 言明しているが日 本側としては実現 方常にケニア側に 働きかける必要が ある。
3. 運営費等費 用の負担				
(1)運営費	運営費用	了 承	同 左	原案どおり
(2)施設設置費	土地・建物・所要施 設の確保に関する費 用			
(3)センター建 設費	センター建設費用	了 承	同 左	原案どおり
(4)関税等費用	関税・負担金等費用	"	"	"
(5)機材輸送・ 据付等費用	国内輸送・据付・運 転補修に関する費用	"	"	"
(6)材料・補完 機材等費用	訓練用材料及び供与 機材の補完的機材・ 工具	1. 非供与機材工具 で用意すべきもの は何かリストを示 してほしい。 2. Machinery (例、 研削盤)等の高価 なものがなければ	大部分の機材工具は 供与する。但し、ワ ークベンチ等のマイ ナーなものは現地で そろえてほしい。	「Materials and minor supplementary Tools necessary ...」とR/Dで表 現

	原 案	ケニア側意見	日本側意見	結果及び問題点
4. 住居の提供等		正確に表現したい。		
(1)住居の提供	「Suitable furnished Accommodation including ...」の提供	NY S関係は住宅をもっていない。	治安等の問題もあり 実際は借家を住居手当で補い、JICA住居手当でバックアップ	「Suitable furnished accommodation in line with the existing standards laid down by Kenya govt.」とR/Dで表現
(2)住居手当	上記が可能な額の住居手当の支給	政府公務員に準じ、他国の専門家以上の扱いはできない。 (→N)		「House allowance in line with the existing standards laid down by Kenya Govt.」とR/Dで表現
5. 公務出張費用	1. 運転手付公用車 (チーフ・アドバイザー用) 2. 公務旅行の費用を含む便宜供与	1. 公務使用のための車とドライバーはいくらでも提供するが、運転手つき専用車とする必要はない。 原案1項は2項に含まれる。 2. Facilitiesには公務員に準ずる宿泊・食事費用支弁を含む。	Facilitiesには、車等運輸サービスだけでなく、宿泊・日当が含まれることを条件に了承	「Facilities for the Japanese experts' official travels within the Republic of Kenya including travel experts」 とR/Dで表現
6. 医療措置	公私立病院における無料医療サービス	1. ケニア公務員共済保険に加入すれば、国立以外の一	ケニアの国立病院は、混雑が著るしく、また指定私立病院も少	公務員共済の加入は 専門家の自由意思にまかせる。

	原 案	ケニア側意見	日本側意見	結果及び問題点
		部の私立病院で受診可能である。 2. 無料サービスはできない。	く、サービスが受けにくいことから固執しない。(JICA医学給付でバックアップ)	(年間数+シリングで100%負担)
IV 日本人専門家の特権	所得税・関税等の免除 特に無税輸入品をリストアップ	他の外国人専門家を上回る特権を得るためには、次官と財務企画省、人事委員会等との長期の交渉を要し、R/D署名には間に合わない。	ケニア政府の免税通関等についての資料提供を条件として「第三国に劣らない……条件」で了承。ケニア派遣専門家については現在、赴任後3ヶ月、車等は1年程度まで免税通関が確保されている。	「The Govt of the Republic of Kenya will ensure that the Japanese Experts at the Centre will always be treated, in respect of privileges and benefits, in a manner no less favourable than that enjoyed by technical experts assigned to Kenya by other countries.」 とR/Dで表現
V 日本人専門家へのクレーム	業務に関連するクレームに関するケニア側責任	了 承	同 左	原案通り
VI カウンターパートの定着	日本で研修したC.P.の定着対策の義務づけ	了 承	同 左	”
VII 運営組織・責任分担	1. 運営組織	1. 日本人専門家チ	1. 日本人専門家は、	1. 運営組織

原 案	ケニア側意見	日本側意見	結果及び問題点
<div style="text-align: center;"> </div> <p>2. 責任分担</p> <p>(1) D of N. Y. S</p> <ul style="list-style-type: none"> • Construction of the Centre • Administrative matters <p>(2) Chief Advisor</p> <ul style="list-style-type: none"> • Technical matters Concerning the training <p>(日本人専門家は全て技術的事項についてのみ責任を負う。)</p>	<p>ームでセンターを運営してほしい。</p> <p>Chief Advisor は Principal となり, experts は, 資格をもった instructor が得がたいため instructor として直接 trainees を訓練する等ラインに入って働いてほしい。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>Trainees を訓練しつつ, 優秀なものを選び C. P. に仕立てる。</p> <p>2. Technical matter と Administrative</p>	<p>技術的事項についてのみ責任を負い, C.P.を通じて生徒を教え, 直接生徒を教えない。</p> <p>2. ラインに入って働くことは"労働の提供"となり日本の技術協力のシステムになじまない。また日本人 Chief Advisor が Principal となり運営面にも責任を負うことは, ケニアの行政になじみのない日本人には適当でない。</p> <p>3. C.P. が配置されなければ訓練定員の拡大(12 → 24名, 1シフト → 2シフト)は不可能である。</p> <p>4. センターにおける協力を円滑に進めるために, D. of N. Y. S. と C. Ad-</p>	<div style="text-align: center;"> </div> <p>(1) Experts は C. P. を通じて Trainees を訓練する。但し訓練開始時(第一期)においては, C.P. の能力が不足する等の場合, 直接に Trainees を訓練することがある。</p> <p>(2) C. Advisor は通常 SSP を通じて N. Y. S. の Policy 等の Information を得る。互補完の関係にある。</p> <p>(3) C.A. と SSP のレベルで意見の不一致が生じた場合は, C.A. は直接, D of</p>

	原 案	ケニア側意見	日本側意見	結果及び問題点
		<p>matterは、訓練実施の過程において、分けられない。</p> <p>3. Technical matterについても advice だけでなく必要に応じて direction を与えてほしい。</p> <p>4. センターにかけられる訓練運営の責任はD. of NYS がとる (C. Advisor とる (C. Advisor がAdministrative matter に参画しても)</p> <p>5. C.A. はExpert の1人が病気等で欠けた時にある程度代行できる能力をもった技術専門家であるべきである。</p>	<p>visorとの相互協議が行われるべきである。</p> <p>D. of N.Y. S. とC. Advisor, 間のチャンネルとして必要</p>	<p>N.Y.S.&Contact し, advice 等を行うことができる。</p> <p>(4)C.P. の中から協力実施の過程で優秀な者を選び Principal designated とし将来の Principal 要員とする。</p> <p>2. 責任分担</p> <p>(1) C. Advisor 「Advice and cooperation for preparing and application of ……」(原案) を「Technical direction, advice and cooperation for, preparing and application of ……」とR/D で表現</p> <p>(2) 専門家 原案通り</p> <p>3. 相互協議 R/Dでは 「The D. of NYS and the C. Advi-</p>

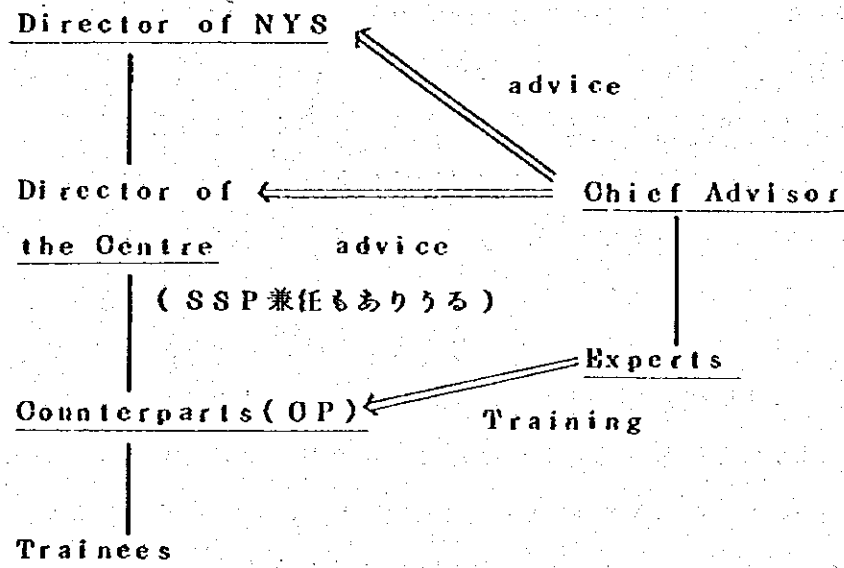
	原 案	ケニア側意見	日本側意見	結果及び問題点
Ⅷ 協力期間	4 年 間 (75.5~79.5)	R/D署名の日から 4年間では、一部の コースについては継 続中であるのにR/D が効力を失うので全 コースが終了するま でとすべきである。	R/Dの中には、相互 協議、延長の規定があ り、期間終了に先立っ て調査が行われ延長等 を検討することとなる う。	「C. Advisor will work in mutual consultation for the purpose of advancing the objective of the centre……」と 表現。 一応4年間とし、こ の期間内に協力を終 了するよう努力すべ きであるが、K.I.T.I. の例等ケニアの現状 に鑑みて協力期間の 延長の可能性が強い と予想される。
Ⅸ 協力スケジ ュール	機材現地着'76.3 (機・仕) 専門家派遣'76.1 訓練開始'76.4	1. 機材のモンバサ 港 → ナイロビ 運搬据付に3カ月 程度を要する。 際には1カ月程度 できている模様) 2. 予算年度(7/1~ 6/30)の関係から、 '76.7の訓練開始が ベターである。	1. 了 承 2. 了 承	第1年次 (1) 機材供与 機 材 24名分 仕 上 げ 12名分 モンバサ着'76.3末 ナイロビ着、据付完 了'76.6 (2) 専門家派遣 機材専門家'76.4 仕上げ" '76.4 C. Advisor "76.4以前

	原 案	ケニア側意見	日本側意見	結果及び問題点
		<p>3. '76.7からの初年度に機械と仕上げ各24名定員で開始することを強く希望する。</p> <p>4. C.P.は訓練コース開始時にJr, C.P.が1コース(12名)につき1名配置されるようにする。</p>	<p>3. 予算等の関係から、各24名の定員では無理であり、機械24名、2シフト、仕上げ12名、1シフトが可能な線である。</p>	<p>(3) C.P. 配置 機械(2名)^{'76.3} 仕上げ(2名)^{'76.7}</p> <p>(4) 訓練開始 機械24名^{'76.7} 仕上げ12名</p> <p>(5) 電気部門は'77 或は'77.78年度 度となる予定</p>
X プロジェクト 実施にかかる全 体責任者	<p>Permanent Secretary, (事務次官), Ministry of Labour</p> <p>(外務省案 Director of N.Y.S.)</p>	了 承	同 左	原案どおり
XI 相互協議	<p>センター協力の推進 のための両国政府間 の相互協議の実施</p> <p>(外務省案 相互協議のための 日本-ケニア joint committee の設置)</p>	<p>了 承</p> <p>(joint committee は policy として おけない。)</p>	了 承	原案どおり

4. 協力計画（過程及び結果）

4-1 センター運営体制

1. センターの運営体制についてわが方は、実施調査にあたっては、原則としてケニア小規模工業技術訓練センター（KITI）及びウガンダ職業訓練センター（いずれも日本人—現地人の混合体制；各報告書を参照）の経験に照らし、日本人チームがセンターの運営ラインに入ることを望み、責任分担を技術面に絞ることとし下のような運営組織を想定していた。しかし事前調査において指摘されたように、ケニアにおいて訓練センターの運営能力ある行政官が得られるか、OPとして有能な instructors が得られるかという懸念が残されていた。



2. ケニア側との交渉においては、果してケニア側は以上2点を強く指摘し、西独方式（Director — SSP — Principal — Experts — (CP) — Trainees のラインとなる：□西独人）をとり、新センターの運営を日本人Principal（OA）以下にまかせ、SSPが米、西独、日の3センターを統括したい旨強く要請した。

これに対しわが方は、センターの運営ラインに専門家が入るのは、行政面における責任を余分に負うこととなり、能力的に問題があるばかりでなく、国内情勢にも必要以上に巻き込まれるおそれがあること、またSSPの配下に専門家チームが入ることにより、同一敷地内にある西独センターと“コミ”にされ独立性が失われる可能性があること等により1の原則をふまえ反対した。

ケニア側は、CAは日常の運営の責任者ではあるが、センター運営の最終責任はDirector of NYSであり、その責任は過重でないことを説明する一方、センターにおける訓練の実施において技術面と運営面を峻別することは困難として、実習場の清掃が教育的意味のみでなく施設管理の意味をもつこと、技術面での責任も Technical Advice のレベルに留まらず、その Advice しても実行されない場合、技術面での責任そのものをも全うできないこと等を指摘し、「CA=Principal, Experts, Training CP, Training Trainees」となる西独方式をとることをKITI等の例をひき強く求めた。

わが方はこれについても、日本人がケニアの行政組織に組み込まれることは、ケニアの実情に不慣れな日本人にとって十分 performance を発揮できないのみならず、日本人専門家におけるケニア行政機構の一部としての役割と日本政府派遣専門家としての役割のいわゆる二重忠誠問題を生じるおそれがあること、また若干の重複はあるにせよ、人事・予算・規律保持等の運営分野と訓練の実施・計画・技術的 advice 等の技術分野の区分は可能であり、例としてNYSが擬似軍隊又は警察組織的でありその誇るべき特色としている "discipline" 等のNYS spirit は根なき日本人には維持培養してゆくことはできないこと等をあげ、何よりも他国頼みでは、何時までたってもセンターは "ケニア人によるケニア人のためのセンター" とはなりえないとして反論した。

ケニア側がこの点につき固執した理由としては、ケニアに人材が少ないこともさることながら、ケニアの特殊性として外国援助に頼ろうとする姿勢が強く、また植民地時代からの伝統から雇い外国人を責任ある地位につけることを奇異とせぬ強い傾向があると思われる。(ちなみに Director of NYS の Griffin 氏はケニア国籍ではあるが、英国出身者であり、SSP の Gowar 氏は英国籍のケニア公務員である)

3. その後ケニア側もようやく歩み寄りを見せ、CAのCPとして、Principal Designated 1名を配置し、CAをassistさせ、将来Principal としたいと提案してきた。

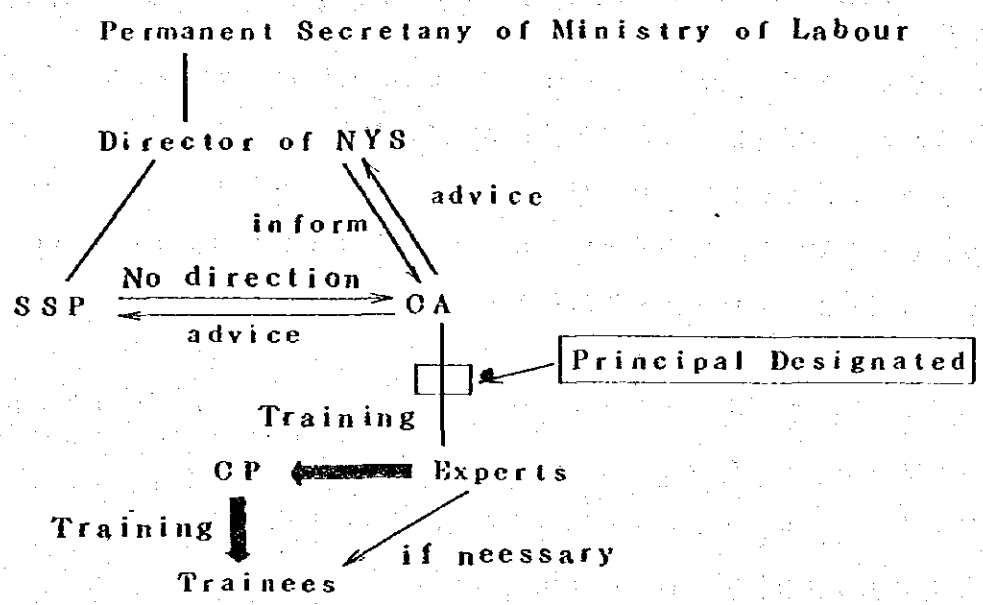
わが方はこれを受入れ、Experts が Trainees を直接教えるのは訓練開始当初しかも必要な場合に限るとの条件のもとに、ケニア側の提案した下の組織案により概略合意することとした。

なお、SSPとCAは同格とし、指揮従属関係でなく、協議しつつ運営を行う補完的 (complement) な関係であること及びCAとSSPの間に意見の不一致のある場合、CAは、Director of NYSに直接contactし advice を行えること(但し、内容を別途SSPに通報することを条件として)について合意した。

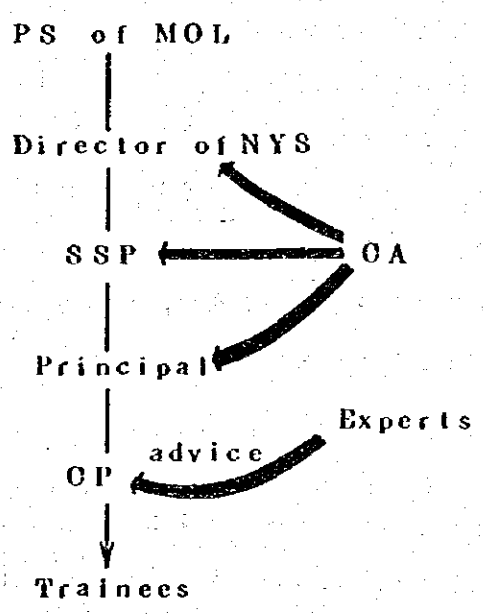
4. R/Dにおける、CAの責任については、ケニア側より運営面、技術面の両責任を求め

られたところであるが、ケニア側の責任と権限が一体であるとの（当然）の主張を容れ、日本側としても少くとも技術面における権限の確保を図る意味で“Technical Direction”をその責任の1つとして挿入した。ただし運営責任については、わが方原則に則り、その明記を避け、Director of NYS がこれを負うこととし、principal Designated を通じて運営に当らせることとした。

(現在) (PS) (MOL)



(将来)



4-2 訓 練 科

訓練科については、予備調査の際ケニア側から機械科、仕上げ科、自動車修理科、建設機械設備科及び電気科（屋内配線及び自動車電装）の要請があり、種々討議の結果、

- (1) 機械科（旋削）
- (2) 仕上げ（一般）
- (3) 電気工事科（屋内配線）
- (4) 溶接科（ガス溶接及び電気溶接）

の4訓練科とすることで合意がなされた経緯があるが、今回の調査に当って、ケニア側から機械科、仕上げ科及び電気工事科の3訓練科については異存はないが、溶接科については、溶接棒が高価であること、原材料の消費量が多大となり、そのため原材料費が高額となること等の理由により、反対を表明し、代替訓練科として自動車電装工（Auto Electrician）の訓練に必要な訓練科の設定を再度強く要請してきた。

これに対して調査団としては、当センターの設置場所が現在西ドイツの協力による自動車整備訓練センターと同一敷地内であること、自動車電装に必要な技能の訓練は自動車整備の中のごく限られた部分で日本からの専門家派遣が困難であること、電装整備用機器、教材等で西ドイツの訓練センターと重複するおそれがあること、日本の職業訓練センターは独立したセンターとして考えること等の理由により、「自動車電装科」を設定することに反対した。しかし、ケニア側は、電気工事科の配線と自動車電装の配線の基礎技能は類似のものであるとして、電気工事科の中にコースとしてでも良いから設定することを重ねて要請してきた。

調査団としては、電線の切断、曲げ、接続等電線加工については類似の技能が認められるが、電気工事科は、変圧器で降圧された交流電気を家屋内の電灯、コンセント、スイッチ等に配電するために必要な電線の配線を行うに必要な技能を訓練し、自動車電装科は、バッテリー又はダイナモから送られた直流電気をプラグ、室内灯、ヘッドライト、ラジオ等に配電するために必要な電線の配線及び各種電装品の修理、調整等を行うに必要な技能を訓練するもので、目的の異なるものを同一の訓練科内で訓練することは好ましくない、自動車電装工の訓練をどうしても実施する必要があるれば西ドイツの訓練センターを充実すべきであるとして電気工事科内のコース設定について認められないとしたところである。

訓練定員の増加要請

これに対し、ケニア側は自動車電装工の訓練科設定は断念するが、設定する訓練科の訓練定員を初年度より増員してもらいたい、又供与機材についても将来技能検定1級の資格取得も可